

○経済産業省令第 号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、並びに
関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の
施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 武藤 容治

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第一条 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の
一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前

（基準）

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める技術上の基準は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。

2 法第三条第二項の主務省令で定める使用に適

した年齢に関する基準は、別表第一の二のとお
りとする。

（販売等に係る例外の届出等）

第四条 法第四条第三項第一号の規定による届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証す

（技術上の基準）

第三条 法第三条の主務省令で定める技術上の基準は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。

（新設）

（販売等に係る例外の届出等）

第四条 法第四条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添

る書面を添えて経済産業大臣（令第十九条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

2 法第四条第三項第二号の承認を受けようとする者は、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 （略）

4 法第四条第三項第四号の承認を受けようとする者は、様式第二の二による申請書を経済産業

えて経済産業大臣（令第十七条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

2 法第四条第二項第二号の承認を受けようとする者は、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 （略）

（新設）

大臣（令第十九条第三項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならぬ。

（事業の届出）

第六条 法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十九条第四項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第五項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同

（事業の届出）

第六条 法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十七条第三項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長。第

条第六項に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第七項に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。

第八条第一項、第九条第一項及び第四項並びに第十一条において同じ。）に提出しなければならない。

2 | 法第六条の規定により事業の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第三による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 | 国内管理人の住民票の写し（法人である国

八条第一項、第九条、第十一条及び第十二条において同じ。）に提出しなければならない。

（新設）

内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書（

二 国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分のお知らせ及び消費生活用製品安全法施行規則（昭和四十九年農林省・通商産業省令第一号。以下「施行規則」という。）第二条の三の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三の二による書類

三 第十五条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）

四 国内管理人が第十五条の二各号の基準に適

合する者であることを誓約する様式第三の三
による書類

五 その他経済産業大臣が必要と認める書類

(型式の区分)

第七条 法第六条第三号の主務省令で定める型式
の区分は、別表第二の特定製品の区分の欄に掲
げるものについて、それぞれ同表の型式の区分
の欄において材質等の区分として掲げるとおり
とする。この場合において、要素が二以上ある
特定製品については、それぞれの材質等の区分
として掲げる区分の一を全ての要素について組
み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

(型式の区分)

第七条 法第六条第二号の主務省令で定める型式
の区分は、別表第二の特定製品の区分の欄に掲
げるものについて、それぞれ同表の型式の区分
の欄において材質等の区分として掲げるとおり
とする。この場合において、要素が二以上ある
特定製品については、それぞれの材質等の区分
として掲げる区分の一をすべての要素について
組み合わせたものごとに一の型式の区分とす

(法第六条第四号の主務省令で定める要件)

第七条の二 法第六条第四号の主務省令で定める

要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 届出に係る型式の特定製品の設計を行つて
いること。

二 届出に係る型式の特定製品について、検査
機関において、法第十一条第二項の規定によ
る検査を定期的に行い、その検査記録を作成
し、これを保存していること。

三 経済産業大臣から報告を求められた場合に
は、遅滞なく、届出に係る型式の特定製品を

る。

(新設)

製造する工場又は事業場の名称及び所在地（
特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、
当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及
び住所）を報告することが可能であること。

四| その他経済産業大臣が定める要件に該当す
ること。

（変更の届出）

第九条 法第八条第一項の規定により事業の届出
事項の変更の届出をしようとする者は、様式第
八による届出書を経済産業大臣に提出しなけれ
ばならない。

2| 法第八条第一項の規定により法第六条第二号

（変更の届出）

第九条 法第八条の規定により事業の届出事項の
変更の届出をしようとする者は、様式第八によ
る届出書を経済産業大臣に提出しなければなら
ない。

（新設）

の事項の変更の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第八による届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 国内管理人を変更した場合 次に掲げる書類

イ 変更後の国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

ロ 変更後の国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分のお知らせ及び施行規則第二條の三の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様

式第三の二による書類

ハ 第十五条の二第五号の委託契約に係る契

約書その他これに準ずる書類又はその写し

（日本語又は英語で記載したものに限り。

）

ニ 変更後の国内管理人が第十五条の二各号

の基準に適合する者であることを誓約する

様式第三の三による書類

ホ その他経済産業大臣が必要と認める書類

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該変更が

行われたことを証する書類

3 法第八条第一項ただし書の主務省令で定める

軽微な変更は、届出事業者又は国内管理人が法

（新設）

人である場合におけるその代表者の氏名の変更とする。

4 法第八条第二項の規定により法第六条第四号の事項の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第十条 削除

(新設)

(軽微な変更)

第十条 法第八条ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

(届出事項に係る情報の提供)

第十二条 削除

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十三条 法第十一条第一項第一号の規定による届出については第四条第一項の規定を、法第十条第一項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十九条第一項」

第十二条 法第十条の規定により情報の提供の請

求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 請求をしようとする情報の概要

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十三条 法第十一条第一項第一号の届出については第四条第一項の規定を、法第十一条第一項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合においては、同条第一項中「第十七条第一項」とあるのは

とあるのは「第十九条第四項」と、「同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫」とあるのは「同条第五項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第六項に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第七項に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所」と読み替えるものとする。

（検査の方式等）

「第十七条第三項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

（検査の方式等）

第十四条 (略)

2 (略)

3 法第十一条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間及び同条第三項の規定により検査記録の写しを保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

(電磁的方法による保存)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、法第十一条第三項に規定する写し及び法第十二条第三項に規定する写しについて準用する。この場合において、第一項中

第十四条 (略)

2 (略)

3 法第十一条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

(電磁的方法による保存)

第十五条 (略)

2・3 (略)

(新設)

「前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法」と読み替えるものとする。

（国内管理人の基準）

第十五条の二 法第十一条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 日本に住所を有すること。
- 二 届出事業者から、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第二条の三の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与されていること。

三 特定製品に関する法令を遵守せず、かつ、

（新設）

引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。

四 日本語による会話能力を有すること。

五 次に掲げる事項を記載した文書により国内
管理人の業務に関する委託契約を締結していること。

イ 経済産業大臣との連絡体制に関する事項

ロ 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収

その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項

ハ 第二号に関する事項

ニ 法第十一条第三項前段及び第十二条第三項前段の規定による写しの提供並びに法第

十一 条第三項後段及び第十二条第三項後段
の規定による写しの保存に関する事項

ホ 法第四十条第一項の規定による報告の徴
収、法第四十一条第一項の規定による立入
検査及び法第四十二条第一項に規定する製
品の提出に関する事項

ヘ その他経済産業大臣が必要と認める事項

六 国内管理人の業務の実施方法が適切である
こと。

（法第六条第五号の措置の基準）

第十六条 法第十一条第五項の法第六条第五号の
措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業

（法第六条第四号の措置の基準）

第十六条 法第十一条第三項の法第六条第四号の
措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業

者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額として填補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつていることとする。

（適合性検査の方法）

第十九条 法第十二条第二項の主務省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第十二条第一項第一号に掲げるもの 特

者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつていることとする。

（適合性検査の方法）

第十九条 法第十二条第二項の主務省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 法第十二条第一項第一号に掲げるもの 特

別特定製品について、第三条第一項に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二 法第十二条第一項第二号に掲げるもの 試験用の特別特定製品について第三条第一項に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び検査設備及び前条に規定するものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（証明書の記載事項）

別特定製品について、第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二 法第十二条第一項第二号に掲げるもの 試験用の特別特定製品について第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（証明書の記載事項）

第二十一条 法第十二条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 法第三条第一項の主務省令で定める技術上の基準及び法第十二条第二項の主務省令で定める基準（法第十二条第一項第二号に係るものに限る。）に適合している旨

八 (略)

（子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言）

第二十一条の二 法第十二条の二第二項の主務省令で定める子供用特定製品の使用に関して注意

第二十一条 法第十二条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 法第三条の主務省令で定める技術上の基準及び法第十二条第二項の主務省令で定める基準（法第十二条第一項第二号に係るものに限る。）に適合している旨

八 (略)

（新設）

を促すための文言は、別表第二の二の特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の使用に関して注意を促すための文言の欄において表示すべき文言として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある子供用特定製品については、それぞれの表示すべき文言として掲げる文言を該当する要素について組み合わせたものごとに一の使用に関して注意を促す文言とする。

2 | 法第十二条の二第二項の規定により表示する前項に規定する使用に関して注意を促す文言は、別表第五の特定製品の区分（子供用特定製品

に係るものに限る。）の欄に掲げる区分ごとに
それぞれ同表の表示の方法の欄に掲げるものに
より表示するものとする。

（表示）

第二十二條 法第十三條第一項（子供用特定製品
の場合にあつては、同項及び同条第三項）の主
務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示
を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区
分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げ
る方法により表示する方式とする。

一 別表第五第五号、第六号及び第十号の特定
製品の区分に属する特定製品にあつては、別

（表示）

第二十二條 法第十三條の主務省令で定める方式
は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定
製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同
表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示す
る方式とする。

一 別表第五第三号、第五号、第六号及び第十
号の特定製品の区分に属する特定製品にあつ

表第六に定める様式の表示

二 (略)

三 別表第五第十三号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第八に定める様式の表示

四 別表第五第三号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第九に定める様式の表示

(帳簿)

第三十一条 法第二十八条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

ては、別表第六に定める様式の表示

二 (略)

(新設)

(新設)

(帳簿)

第三十一条 法第二十八条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

一・二 (略)

三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第六条第三号の主務省令で定める型式の区分

四〇七 (略)

二・三 (略)

(旅費の額)

第三十五条 令第十一条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員

三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第六条第二号の主務省令で定める型式の区分

四〇七 (略)

二・三 (略)

(旅費の額)

第三十五条 令第九条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は

は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 項、第 5 条、第 1 4 条第 1

項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
2.（略）	（略）
3. 乳幼児用ベ ッド	1～19（略） 20 届出事業者の氏名又は 名称及び国内登録検査機

、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

別表第 1（第 3 条、第 5 条、第 1 4 条第 1 項関係

）

特定製品の区分	技術上の基準
2.（略）	（略）
3. 乳幼児用ベ ッド	1～19（略） 20 ¹ 届出事業者の氏名又は 名称及び国内登録検

関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて

	(2) <u>削除</u>
4. ～12. (略)	
13. <u>乳幼児用玩具</u>	<u>1 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。</u> <u>2 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、</u>

	代えることができる。 (2) <u>安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</u>
4. ～12. (略)	(略)
(新設)	(新設)

ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。

3 可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。

4(1) 頸部を圧迫するおそれがないこと。

(2) 口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。

(3) 口、咽頭及び気道を
閉塞することによる窒
息のおそれがない大き
さであること。

(4) 飲み込んだり、吸い
込んだりしない大きさ
であること。

(5) 玩具の容器包装は、
口及び鼻を覆うことに
よる窒息のおそれがな
いこと。

5 乳幼児がその中に入る
ことができる玩具は、閉

じ込められた際、その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。

6 発射体の形状及び構成並びに玩具の運動エネルギーは、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさないものであること。

7(1) 玩具の表面は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。

(2) 玩具に内包する液体
又は気体は、玩具から
放出された際、乳幼児
の生命又は身体に危害
を及ぼさない温度及び
圧力であること。

8 音を発する玩具は、最
大音量であつても乳幼児
の聴力を損ねないこと。

9 燃焼しにくい材料又は
構造のものであること。

10 届出事業者の氏名又は
名称が表面の見やすい箇

所に容易に消えない方法
により表示されているこ
と。ただし、容器包装の
表面の見やすい箇所（製
品の表面及び容器包装の
表面に表示することが困
難なものにあつては、附
属する取扱説明書の見や
すい箇所）に容易に消え
ない方法で表示する場合
は、これを省略すること
ができ、届出事業者の氏
名又は名称は、経済産業

	大臣の承認を受けた略称 若しくは記号又は経済産 業大臣に届け出た登録商 標をもつて代えることが できる。
--	--

別表第一の二（第三条第二項関係）

- 一 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること。
- 二 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと。
- 三 使用に適した年齢の下限は、類似する他の

--	--

（新設）

製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと。

四 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと。

別表第2（第7条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
12.（略）	（略）	（略）

別表第2（第7条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
12.（略）	（略）	（略）

13. 乳幼児用玩具		(新設)	
種類		(新設)	(新設)
	(1) 主として触るもの	(新設)	(新設)
	(2) 主として体を支えるもの		
	(3) その他のもの		
可動部・駆動部・発射体	(1) 含むもの	(新設)	(新設)
	の		
	(2) その他 のもの	(新設)	(新設)
磁石・磁性部品	(1) 含むもの	(新設)	(新設)

		<u>①</u>
		<u>②</u> <u>その他</u>
		<u>のもの</u>
	音を発する構造	<u>①</u> <u>含むも</u>
		<u>①</u>
		<u>②</u> <u>その他</u>
	熱源	<u>①</u> <u>含むも</u>
		<u>①</u>
		<u>②</u> <u>その他</u>
		<u>のもの</u>

	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

別表第2の2 (第21条の2第1項関係)

(新設)

<u>特定製品の</u>		<u>使用に関して注意を促すため</u>	
<u>区分（子供の文言</u>			
<u>用特定製品</u>	<u>要素</u>	<u>表示すべき</u>	
<u>に係るもの</u>		<u>文言</u>	
<u>に限る。）</u>			
<u>1．乳幼児</u>	<u>全てのもの</u>	<u>二 使用に</u>	
<u>用ベッド</u>		<u>適した年</u>	
		<u>齢</u>	
		<u>二 止め金</u>	
		<u>具又はね</u>	
		<u>じ類の取</u>	
		<u>付けが確</u>	
		<u>実である</u>	

二七五

検する旨

三、前枠、

後杵及び

妻杵で卅

まれた面

との間に

隙間がな

イマジト

レス、敷

布団等を

使用する

|III|

四 乳幼児

が周囲を

手でつか

むことに

より立ち

上がるこ

とができ

るように

なる前に

足場とな

る物をべ

ッドの中

に入れな

い旨

五 マット

レス、敷

布団等を

使用する

際には、

乳幼児が

容易に柵

を乗り越

えて落下

すること

がないよ

うにする

	旨
<u>支柱が前枠、後枠及び妻枠の上</u> <u>さんから突き出</u> <u>ているもの</u>	<u>支柱に乳幼</u> <u>児の衣服の</u> <u>ひも等が引</u> <u>つ掛かるこ</u> <u>とがないよ</u> <u>うにする旨</u>
<u>前枠が開閉式又</u> <u>はスライド式の</u> <u>もの</u>	<u>使用後は、</u> <u>前枠を所定</u> <u>の位置に戻</u> <u>す旨</u>
<u>床板の位置を変</u> <u>更できるもの</u>	<u>周囲を手で</u> <u>つかむこと</u>

		により立ち 上がるこ と ができるよ うになつた 乳幼児の睡 眠又は保育 に使用する 場合にはあ つては、床板 を最低の位 置に置いて 使用する旨
2. 乳幼児	全てのもの	二 使用に

<u>玩具</u>		<u>適した年齢</u>	
		<u>二 保護者が見守る旨</u>	
	<u>水の中で使用する</u>	<u>乳幼児が立つことがで</u>	
	<u>きる深さの</u>	<u>水の中で使用する旨</u>	
	<u>た玩具</u>		
	<u>ゴム製の風船</u>	<u>二 膨らんでいない風船や破</u>	

れた風船

を吸い込

まないよ

うにする

旨

二 膨らん

でいない

風船は乳

幼児の手

の届かな

いところ

に保管す

る旨

	三 <u>破れた</u> <u>風船は速</u> <u>やかに廃</u> <u>棄する旨</u>
<u>出生後十八月以</u> <u>上の乳幼児が使</u> <u>用することを意</u> <u>図したもの（引</u> <u>つ張り玩具を除</u> <u>く。）であつて</u> <u>、長さが300</u> <u>ミリメートルを</u> <u>超える乳幼児に</u>	<u>ひもで頸部</u> <u>を圧迫する</u> <u>可能性があ</u> <u>り、出生後</u> <u>十八月未満</u> <u>の乳幼児に</u> <u>使わせない</u> <u>旨</u>

<u>絡まる可能性のないひもを含むもの</u>	
<u>出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであり、出生後十八月未満の乳幼児に</u>	<u>ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満</u>
<u>つて、長さが220ミリメートルを超え、30</u>	<u>使用させない</u>
<u>0ミリメートル以下の乳幼児に</u>	<u>旨</u>
<u>絡まる可能性の</u>	

<u>あるひもを含むもの</u>	
<u>出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが300ミリメートルを超える電線を含むもの</u>	<u>電線で頸部を圧迫する可能性があり、乱暴な使用をしない旨</u>
<u>揺りかご、ベッコ又は乳母車に張り渡すよう意</u>	<u>つりひもなどにからまつて負傷す</u>

<u>図</u>されたもの	<u>る</u>ことがな <u>い</u>ように、 <u>乳</u>幼児が周 <u>囲</u>を手でつ <u>か</u>むこと <u>に</u> <u>よ</u>り立ち上 <u>が</u>ること <u>が</u> <u>で</u>きるよう <u>に</u>なつたら <u>玩</u>具を取り <u>外</u>す旨
<u>揺</u>りかご、<u>ベ</u>ッ <u>ト</u>若しくは乳母	一 <u>ひ</u>もが <u>乳</u>幼児の

<u>車に取り付ける</u>	<u>手の届か</u>
<u>こと又は壁若し</u>	<u>ない範囲</u>
<u>くは天井からベ</u>	<u>にあるよ</u>
<u>ッドの上に吊り</u>	<u>う固定す</u>
<u>下げること</u>	<u>る旨</u>
<u>図したものであ</u>	<u>二 つりひ</u>
<u>つて、乳幼児に</u>	<u>もなどに</u>
<u>絡まる可能性の</u>	<u>絡まつて</u>
<u>あるひもを含む</u>	<u>負傷する</u>
<u>もの</u>	<u>ことがな</u>
	<u>いように</u>
	<u>、乳幼児</u>
	<u>が周囲を</u>

		<u>手でつかむことに</u> <u>より立ち上がるこ</u> <u>とができるようにな</u> <u>つたら取り外す旨</u>
	<u>ヘルメット、帽子、ゴーグル等の保護具を模したものの</u>	<u>保護機能がない旨</u>

別表第 5 (第 2 1 条の 2 第 2 項、第 2 2 条関係)

番号	特定製品の区分	表示の方法
12	(略)	(略)
13	乳幼児用玩具	乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所 ^に 容易に消えない方法で表示すること。ただし、容器包装の表面

別表第 5 (第 2 2 条関係)

番号	特定製品の区分	表示の方法
12	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

の見やすい

箇所(乳幼)

児童玩具の

表面及び容

包装の表

面に表示す

るに、か 木

難なものに

あつては、

附属する取

取扱説明書の

見やすい箇

所)に容易

[illegible]

様式第 1（第 4 条第 1 項、第 13 条関係）

特定製品輸出用例外届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールア
ドレス

消費生活用製品安全法第 4 条第 3 項第 1 号（第 11 条第 1 項第 1 号）の規定により、次のと
おり届け出ます。

- 1 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 輸出予定数量
- 3 仕向地及び輸出の時期
- 4 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者で
ある場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2（第 4 条第 2 項、第 13 条関係）

特定製品例外承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールア

ドレス

消費生活用製品安全法第 4 条第 3 項第 2 号（第 11 条第 1 項第 2 号）の承認を受けたいので、
次のとおり申請します。

- 1 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 承認を申請する理由
- 3 用途
- 4 製造、輸入又は販売を予定する数量
- 5 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所
- 6 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者で
ある場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第二の次に次の様式を加える。

様式第 2 の 2（第 4 条第 4 項関係）

古物である子供用特定製品例外承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールア

ドレス

消費生活用製品安全法第 4 条第 3 項第 4 号の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）
- 2 販売を予定する店舗の名称及び所在地
- 3 販売を予定する店舗ごとの販売を予定する数量
- 4 子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置の内容
（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第三を次のように改める。

様式第 3（第 6 条第 1 項及び第 2 項関係）

特定製品製造（輸入）事業届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールア

ドレス

消費生活用製品安全法第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造（輸入）する特定製品の区分
- 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 4 当該特定製品の型式の区分
- 5 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第 7 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 6 消費生活用製品安全法第 6 条第 5 号の措置の内容
（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第三の次に次の二様式を加える。

様式第 3 の 2 （第 6 条第 2 項第 2 号、第 9 条第 2 項第 1 号関係）

権限証明書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールア

ドレス

私は、以下の者を国内管理人と定め、次の権限を付与したことを証明します。

- ・消費生活用製品安全法の規定により主務大臣が行う処分の通知を受領する権限
- ・消費生活用製品安全法施行規則第 2 条の 3 の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限

1 国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

2 国内管理人の住所

3 国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 3 の 3（第 6 条第 2 項第 4 号、第 9 条第 2 項第 1 号関係）

誓 約 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールア

ドレス

私は、以下の者が経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第15条の 2 各号に規定する基準に適合する国内管理人であることを誓約します。

- 1 国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 2 国内管理人の住所
- 3 国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第四から様式第十まで及び様式第十四から様式第十七までを次のように改める。

様式第 4（第 8 条第 1 項関係）

特定製品製造（輸入）事業承継届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールア
ドレス

消費生活用製品安全法第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏名又は名称及び法人にあつては その代表者の氏名	
	住 所	
	電話番号及び電子メールアドレス	
	製造（輸入）事業届出の年月日	
	製造（輸入）する特定製品の区分	
	特定輸入事業者にあつては、国 内管理人の氏名又は名称及び住 所並びに法人である国内管理人 にあつてはその代表者の氏名	
	当該特定製品の型式の区分	
	経済産業省関係特定製品の技術 上の基準等に関する省令第 7 条 の 2 に規定する要件に該当しな い者にあつては、当該特定製品 を製造する工場又は事業場の名 称及び所在地（輸入の事業を行う 者にあつては、当該特定製品の製 造事業者の氏名又は名称及び住 所）	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 5（第 8 条第 2 項第 1 号関係）

特定製品製造（輸入）事業譲渡譲受証明書

年 月 日

殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

次のとおり特定製品の製造（輸入）事業者の事業の全部の譲渡譲受があつたことを証明し
ます。

- 1 譲り渡した者の製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する特定製品の区分
- 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内
管理人にあつてはその代表者の氏名
- 4 当該特定製品の型式の区分
- 5 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第 7 条の 2 に規定する要件に該
当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入
の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 6 譲渡譲受の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6（第 8 条第 2 項第 2 号関係）

特定製品製造（輸入）事業者相続同意証明書

年 月 日

殿

証明者 氏名
住所

次のとおり特定製品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
- 3 製造（輸入）する特定製品の区分
- 4 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 5 当該特定製品の型式の区分
- 6 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第 7 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 7 特定製品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 8 相続開始の年月日

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 証明書は、特定製品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が氏名を記載すること。

様式第 7（第 8 条第 2 項第 3 号関係）

特定製品製造（輸入）事業者相続証明書

年 月 日

殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

証明者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

次のとおり特定製品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
 - 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
 - 3 製造（輸入）する特定製品の区分
 - 4 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内
管理人にあつてはその代表者の氏名
 - 5 当該特定製品の型式の区分
 - 6 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第 7 条の 2 に規定する要件に
該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
 - 7 特定製品製造（輸入）事業者の地位を承継した者の氏名及び住所
 - 8 相続開始の年月日
- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 証明者は、2 人以上とすること。

様式第 7 の 2（第 8 条第 2 項第 5 号関係）

特定製品製造（輸入）事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 名称及び代表者の氏名

住所

承 継 者 名称及び代表者の氏名

住所

次のとおり分割によつて特定製品の製造（輸入）事業者の事業の全部の承継があつたことを証明します。

- 1 被承継者の製造（輸入）事業届出の年月日
 - 2 製造（輸入）する特定製品の区分
 - 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
 - 4 当該特定製品の型式の区分
 - 5 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第 7 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
 - 6 承継の年月日
- （備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 8（第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項関係）

事業届出事項変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールア
ドレス

消費生活用製品安全法第 8 条第 1 項（第 8 条第 2 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 9（第11条関係）

特定製品製造（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールア
ドレス

消費生活用製品安全法第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する特定製品の区分
- 3 廃止の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第10（第24条、第27条関係）

登録（登録の更新）申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第16条第1項（第19条第2項）の規定により同法第12条第1項（第19条第1項）の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

1 適合性検査を行う特別特定製品の区分

2 事業所の名称及び所在地

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14（第38条関係）

（表面）

		第	号
消費生活用製品安全法第 41 条第 1 項から第 3 項までの規定による			
写 真	押 出 スタンプ	立 入 検 査 証	
		所属及び氏名	
		年	月 日生
		年	月 日交付
独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長		⑩	

(裏面)

消費生活用製品安全法抜粋

(立入検査)

第41条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 (略)

5 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項又は第2項の規定による立入検査を行わせることができる。

6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、機構に、第3項の規定による立入検査を行わせることを要請することができる。

7 主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第3項の規定による立入検査を行わせるものとする。

8～10 (略)

11 第5項又は第7項の規定により機構の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

12 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十二 (略)

十三 第41条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十四 (略)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

様式第15（第51条関係）

適合性検査についての申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールア
ドレス

消費生活用製品安全法第51条第1項（第51条第4項）の規定により、国内登録検査機関（外国登録検査機関）が適合性検査を行わない又は適合性検査の結果に異議があるので、適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべき（請求すべき）ことを、次のとおり申請します。

- 1 特別特定製品の型式の区分
- 2 申請理由

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第16（別表第1関係）

略称（記号）表示承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールア

ドレス

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて略称（記号）を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

特定製品の区分	略称又は記号に代える事項	略称又は記号

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第17（別表第1関係）

登録商標表示届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住所

電話番号及び電子メールア

ドレス

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

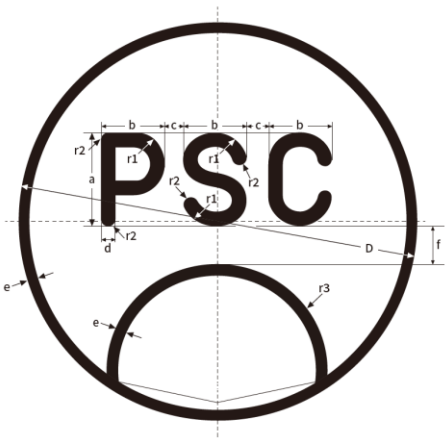
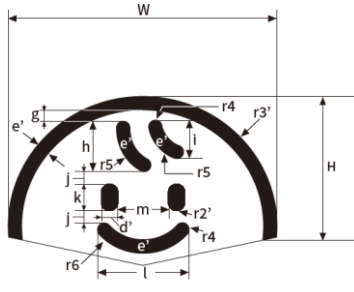
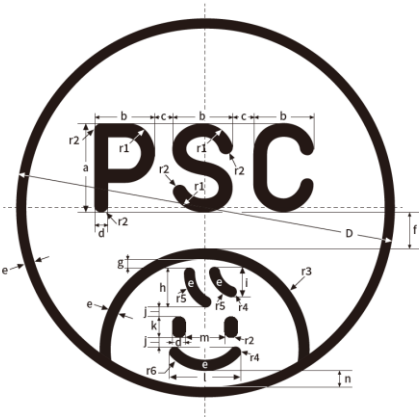
特定製品の区分	登録商標に代える事項	登録商標

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

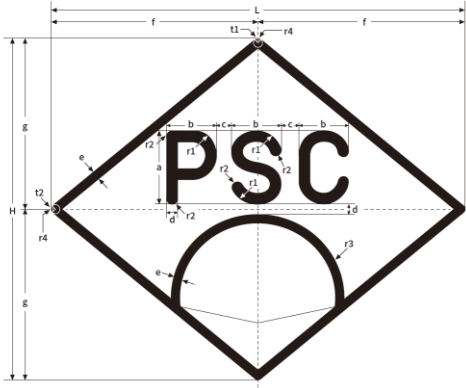
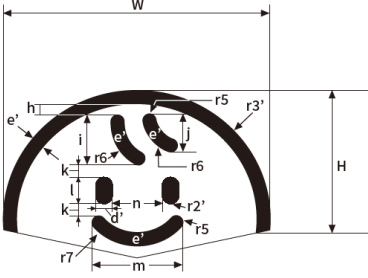
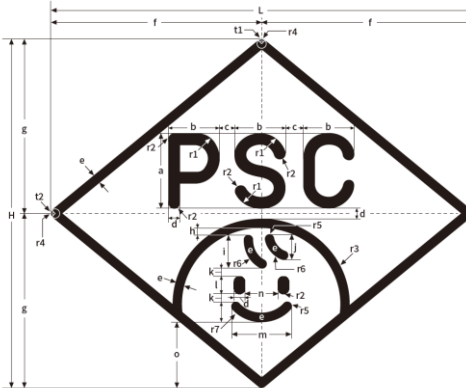
2 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

別表第七の次に次の二表を加える。

別表第 8（第22条関係）

方式の種類	表示の様式
一 法第13条第 1 項 の主務省令で定める 方式	 D=円の外径 $a \sim \frac{117}{500}D$ $b \sim \frac{4}{25}D$ $c \sim \frac{6}{125}D$ $d \sim \frac{17}{500}D$ $e \sim \frac{13}{500}D$ $f \sim \frac{12}{125}D$ $r1 \sim \frac{21}{250}D$ $r2 \sim \frac{9}{500}D$ $r3 \sim \frac{7}{25}D$ ※細い実線は、太さのない輪郭を便宜上表すもの。
二 法第13条第 3 項 の主務省令で定める 方式	 W = 全幅 $H = \text{全高} \sim \frac{101}{189}W$ $d' \sim \frac{3}{50}W$ $e' \sim \frac{53}{1000}W$ $g \sim \frac{41}{1000}W$ $h \sim \frac{47}{250}W$ $i \sim \frac{143}{1000}W$ $j \sim \frac{47}{1000}W$ $k \sim \frac{1}{1000}W$ $l \sim \frac{10}{43}W$ $m \sim \frac{19}{100}W$ $r2' \sim \frac{9}{280}W$ $r3' \sim \frac{1}{2}W$ $r4 \sim \frac{1}{40}W$ $r5 \sim \frac{40}{56}W$ $r6 \sim \frac{25}{112}W$ ※細い実線は、太さのない輪郭を便宜上表すもの。
三 法第13条第 1 項 及び第 3 項の主務省 令で定める方式をあ わせて表示する方式	 D=円の外径 $a \sim \frac{117}{500}D$ $b \sim \frac{4}{25}D$ $c \sim \frac{6}{125}D$ $d \sim \frac{17}{500}D$ $e \sim \frac{13}{500}D$ $f \sim \frac{12}{125}D$ $g \sim \frac{11}{125}D$ $h \sim \frac{103}{1000}D$ $i \sim \frac{39}{500}D$ $j \sim \frac{1}{40}D$ $k \sim \frac{27}{500}D$ $l \sim \frac{187}{1000}D$ $m \sim \frac{21}{200}D$ $n \sim \frac{11}{250}D$ $r1 \sim \frac{21}{250}D$ $r2 \sim \frac{9}{500}D$ $r3 \sim \frac{7}{25}D$ $r4 \sim \frac{7}{500}D$ $r5 \sim \frac{9}{100}D$ $r6 \sim \frac{1}{8}D$

別表第 9（第22条関係）

方式の種類	表示の様式
一 法第13条第 1 項 の主務省令で定める 方式	 $\begin{aligned} H &= \text{全高} \\ L &= \text{全幅} \sim \frac{23}{19} H \\ a &\sim \frac{43}{200} H \\ b &\sim \frac{73}{500} H \\ c &\sim \frac{21}{500} H \\ d &\sim \frac{4}{500} H \\ e &\sim \frac{13}{500} H \\ f &\sim \frac{23}{38} H \\ g &\sim \frac{1}{2} H \end{aligned}$$\begin{aligned} r1 &\sim \frac{9}{125} H \\ r2 &\sim \frac{2}{125} H \\ r3 &\sim \frac{51}{200} H \\ r4 &\sim \frac{1}{76} H \end{aligned}$ 参考： $t1 \sim 79^\circ$ $t2 \sim 101^\circ$ ※細い実線は、太さのない輪郭を便宜上表すもの。
二 法第13条第 3 項 の主務省令で定める 方式	 $\begin{aligned} W &= \text{全幅} \\ H &= \text{全高} \sim \frac{101}{189} W \\ d' &\sim \frac{3}{50} W \\ e' &\sim \frac{53}{1000} W \\ h &\sim \frac{41}{1000} W \\ i &\sim \frac{47}{250} W \\ j &\sim \frac{143}{1000} W \\ k &\sim \frac{47}{1000} W \\ l &\sim \frac{1}{10} W \\ m &\sim \frac{43}{125} W \\ o &\sim \frac{19}{100} W \end{aligned}$$\begin{aligned} r2' &\sim \frac{8}{255} W \\ r3' &\sim \frac{1}{2} W \\ r5 &\sim \frac{13}{510} W \\ r6 &\sim \frac{29}{170} W \\ r7 &\sim \frac{56}{255} W \end{aligned}$ ※細い実線は、太さのない輪郭を便宜上表すもの。
三 法第13条第 1 項 及び第 3 項の主務省 令で定める方式をあ わせて表示する方式	 $\begin{aligned} H &= \text{全高} \\ L &= \text{全幅} \sim \frac{23}{19} H \\ a &\sim \frac{43}{200} H \\ b &\sim \frac{73}{500} H \\ c &\sim \frac{21}{500} H \\ d &\sim \frac{4}{500} H \\ e &\sim \frac{13}{500} H \\ f &\sim \frac{23}{38} H \\ g &\sim \frac{1}{2} H \\ h &\sim \frac{1}{50} H \\ i &\sim \frac{47}{500} H \\ j &\sim \frac{9}{125} H \\ k &\sim \frac{23}{1000} H \end{aligned}$$\begin{aligned} l &\sim \frac{1}{20} H \\ m &\sim \frac{43}{250} H \\ n &\sim \frac{12}{125} H \\ o &\sim \frac{189}{1000} H \\ r1 &\sim \frac{9}{125} H \\ r2 &\sim \frac{2}{125} H \\ r3 &\sim \frac{51}{200} H \\ r4 &\sim \frac{1}{76} H \\ r5 &\sim \frac{13}{1000} H \\ r6 &\sim \frac{87}{1000} H \\ r7 &\sim \frac{14}{125} H \end{aligned}$ 参考： $t1 \sim 79^\circ$ $t2 \sim 101^\circ$

（消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令の一部改正）

第二条 消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令（平成十二年通商産業省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
消費生活用製品安全法施行令第十六条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令 （経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長	消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令 （経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長

の報告)

第二条 都道府県知事は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十六条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十六条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道

の報告)

第二条 都道府県知事は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道

府県の知事に報告することができる。

第三条 都道府県知事は、その職員に、法第四十条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十六条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一又は様式第三による報告書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 市長は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十六

府県の知事に報告することができる。

第三条 都道府県知事は、その職員に、法第四十条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十四条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一又は様式第三による報告書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 市長は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十四

条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日まで、様式第一又は様式第三による報告書を、当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4
(略)

第四条 都道府県知事は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十六条第二項の規定により、速や

条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日まで、様式第一又は様式第三による報告書を、当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4
(略)

第四条 都道府県知事は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十四条第二項の規定により、速や

かに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

かに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

様式第一から様式第四までを次のように改める。

様式第1（第3条関係）

年度立入検査実施年報 (都道府県名又は市名)											
				担当部課							
				担当者名							
立入販売事業者実数											
				うち違反販売事業者実数							
(内訳)											
番号	特定製品 の区分	立入販売事業者 数	うち違反販売 事業者 数	検査機種数	うち違反機種 数	違反内容					備考
						法第13条 に規定する表示に 係る不適合	技術基 準上の表示に係る不 適合	使用に 関して注意を促すた めの文言に係る違反	法第4 条第3 項第4 号の承認に係 る違反	その 他の違反	
合 計											

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 立入検査を受けた事業者のうち特定製品を取り扱っていたもののみを集計することとする。
- 3 事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。
- 4 特定製品の区分には、法第4条第3項第4号の承認の有無も記載すること。

[illegible]

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 内容は、型名等製品が特定できる内容とすること。
- 3 特定製品、製造又は輸入事業者毎に別葉とすること。

様式第3（第3条関係）

年度立入検査実施年報 （都道府県名又は市名）																															
				担当部課																											
				担当者名																											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="8">立入特定保守製品取引事業者実数</td> </tr> <tr> <td colspan="8">うち違反特定保守製品取引事業者実数</td> </tr> <tr> <td colspan="8"></td> </tr> </table>								立入特定保守製品取引事業者実数								うち違反特定保守製品取引事業者実数															
立入特定保守製品取引事業者実数																															
うち違反特定保守製品取引事業者実数																															
（内訳）																															
番号	特定保守製品の区分	立入特定保守製品取引事業者数	違反内容			備考																									
			うち違反特定保守製品取引事業者数	法第32条の7第1項に係る説明義務違反	法第32条の7第2項に係る説明義務違反		その他の違反																								

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 立入検査を受けた事業者のうち特定保守製品を取り扱っていたもののみを集計することとする。
- 3 事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

[illegible]

- 90

(経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部改正)

第三条 経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成二十年経済産業省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(事業の届出等) 第三条 法第三十二条の四第一項の規定により事業の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第一による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。	(事業の届出等) 第三条 法第三十二条の二第一項の規定により事業の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第一による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

2 法第三十二条の四第二項において準用する法

第七条第二項の規定により特定製造事業者等の地位の承継の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第二による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けて、特定製造事業者等の地位を承継した者にあつては、様式第

2 法第三十二条の二第二項において準用する法

第七条第二項の規定により特定製造事業者等の地位の承継の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第二による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けて、特定製造事業者等の地位を承継した者にあつては、様式第

三による書面

二 法第三十二条の四第二項において準用する
法第七条第一項の規定により特定製造事業者
等の地位を承継した相続人であつて、二以上
の相続人の全員の同意により選定されたもの
にあつては、様式第四による書面及び戸籍謄
本

三 法第三十二条の四第二項において準用する
法第七条第一項の規定により特定製造事業者
等の地位を承継した相続人であつて、前号の
相続人以外のものにあつては、様式第五によ
る書面及び戸籍謄本

四 法第三十二条の四第二項において準用する

三による書面

二 法第三十二条の二第二項において準用する
法第七条第一項の規定により特定製造事業者
等の地位を承継した相続人であつて、二以上
の相続人の全員の同意により選定されたもの
にあつては、様式第四による書面及び戸籍謄
本

三 法第三十二条の二第二項において準用する
法第七条第一項の規定により特定製造事業者
等の地位を承継した相続人であつて、前号の
相続人以外のものにあつては、様式第五によ
る書面及び戸籍謄本

四 法第三十二条の二第二項において準用する

法第七条第一項の規定により合併によつて特定製造事業者等の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第一項の規定により分割によつて特定製造事業者等の地位を承継した法人にあつては、様式第六による書面及びその法人の登記事項証明書

4 法第三十二条の四第二項において準用する法第八条第一項の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第七による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経

法第七条第一項の規定により合併によつて特定製造事業者等の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第一項の規定により分割によつて特定製造事業者等の地位を承継した法人にあつては、様式第六による書面及びその法人の登記事項証明書

4 法第三十二条の二第二項において準用する法第八条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第七による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業

済産業局長に提出しなければならない。

5 法第三十二条の四第二項において準用する法第八条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、特定製造事業者等が法人である場合におけるその代表者の氏名の変更とする。

6 法第三十二条の四第二項において準用する法第九条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第八による届出書をその者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

（特定保守製品の区分及び型式の区分）

第四条 法第三十二条の四第一項第二号の主務省

局長に提出しなければならない。

5 法第三十二条の二第二項において準用する法第八条ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、特定製造事業者等が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

6 法第三十二条の二第二項において準用する法第九条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第八による届出書をその者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

（特定保守製品の区分及び型式の区分）

第四条 法第三十二条の二第一項第二号の主務省

令で定める特定保守製品の区分は、別表第一のとおりとする。

2 法第三十二条の四第一項第二号の主務省令で定める特定保守製品の型式の区分は、別表第二の特定保守製品の区分の欄に掲げるそれぞれの特定保守製品について、同表の型式の区分の欄において要素による区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある特定保守製品については、それぞれの要素による区分として掲げる区分の一を全ての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

3
(略)

令で定める特定保守製品の区分は、別表第一のとおりとする。

2 法第三十二条の二第一項第二号の主務省令で定める特定保守製品の型式の区分は、別表第二の特定保守製品の区分の欄に掲げるそれぞれの特定保守製品について、同表の型式の区分の欄において要素による区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある特定保守製品については、それぞれの要素による区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

3
(略)

（設計標準使用期間及び点検期間の設定に関する基準）

第五条 法第三十二条の五の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる期間につき、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一・二 （略）

（特定保守製品への表示）

第六条 法第三十二条の六第一項の規定による表示は、当該特定保守製品の見やすい箇所に読みやすい記載でなされなければならない、かつ、容易に消えない方法（容易にはく離しない方法を

（設計標準使用期間及び点検期間の設定に関する基準）

第五条 法第三十二条の三の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる期間につき、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一・二 （略）

（特定保守製品への表示）

第六条 法第三十二条の四第一項の規定による表示は、当該特定保守製品の見やすい箇所に読みやすい記載でなされなければならない、かつ、容易に消えない方法（容易にはく離しない方法を

含む。)で行わなければならない。ただし、当該特定保守製品に法第三十二条の六第一項各号に規定する事項の全てを表示することが困難なとき又は当該特定保守製品の設置場所その他の理由により当該特定保守製品への表示が適当でないときと認められるときは、当該特定保守製品の遠隔操作装置の表面その他の見やすい場所に表示することができる。

2 法第三十二条の六第一項第六号に規定する主務省令で定める事項は、当該特定保守製品の製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、当該特定保守製品を識別するために付された

含む。)で行わなければならない。ただし、当該特定保守製品に法第三十二条の四第一項各号に規定する事項のすべてを表示することが困難なとき又は当該特定保守製品の設置場所その他の理由により当該特定保守製品への表示が適当でないときと認められるときは、当該特定保守製品の遠隔操作装置の表面その他の見やすい場所に表示することができる。

2 法第三十二条の四第一項第六号に規定する主務省令で定める事項は、当該特定保守製品の製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、当該特定保守製品を識別するために付された

文字、記号又は符号（以下「型番号等」という。）とする。

（特定保守製品への添付書面）

第七条 法第三十二条の六第二項の書面は、同項各号に掲げる事項を容易に識別し、及び理解することができるよう記載したものでなければならぬ。

2 特定製造事業者等は、当該特定保守製品の取扱いに関する説明の用に供する書面を添付する場合には、これに法第三十二条の六第二項各号に掲げる事項を記載することで同項の書面に代えることができる。この場合において、同項各

文字、記号又は符号（以下「型番号等」という。）とする。

（特定保守製品への添付書面）

第七条 法第三十二条の四第二項の書面は、同項各号に掲げる事項を容易に識別し、及び理解することができるよう記載したものでなければならぬ。

2 特定製造事業者等は、当該特定保守製品の取扱いに関する説明の用に供する書面を添付する場合には、これに法第三十二条の四第二項各号に掲げる事項を記載することで同項の書面に代えることができる。この場合において、同項各

号に掲げる事項は、容易に識別し、及び理解することができるように記載されなければならない。
い。

3 法第三十二条の六第二項の書面は、流通の過程において容易に紛失し、又は毀損しないような方法で添付されなければならない。

4 法第三十二条の六第二項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一・二 (略)

(特定保守製品に添付する所有者票)

第八条 法第三十二条の六第三項に規定する所有者票は、その用紙の色が当該特定保守製品の包

号に掲げる事項は、容易に識別し、及び理解することができるように記載されなければならない。
い。

3 法第三十二条の四第二項の書面は、流通の過程において容易に紛失し、又はき損しないような方法で添付されなければならない。

4 法第三十二条の四第二項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一・二 (略)

(特定保守製品に添付する所有者票)

第八条 法第三十二条の四第三項に規定する所有者票は、その用紙の色が当該特定保守製品の包

装又は当該所有者票以外の添付書類の色と比較して鮮明であること、当該特定保守製品の包装（包装がない場合にあつては、当該特定保守製品の本体）に添付することその他の所有者票が添付されていることが容易に判別できるような工夫がなされていない。

2 法第三十二条の六第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一 法第三十二条の七第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二・三 （略）

（引渡時の説明に関する事項等）

装又は当該所有者票以外の添付書類の色と比較して鮮明であること、当該特定保守製品の包装（包装がない場合にあつては、当該特定保守製品の本体）に添付することその他の所有者票が添付されていることが容易に判別できるような工夫がなされていない。

2 法第三十二条の四第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一 法第三十二条の五第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二・三 （略）

（引渡時の説明に関する事項等）

第九条 法第三十二条の七第一項本文に規定する主務省令で定める者は、次の者とする。

一 五 (略)

2 法第三十二条の七第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一 三 (略)

(点検通知)

第十条 法第三十二条の十四第一項に規定する主務省令で定める期間は、点検期間の開始前の六月間とする。

2 法第三十二条の十四第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

第九条 法第三十二条の五第一項本文に規定する主務省令で定める者は、次の者とする。

一 五 (略)

2 法第三十二条の五第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一 三 (略)

(点検通知)

第十条 法第三十二条の十二第一項に規定する主務省令で定める期間は、点検期間の開始前の六月間とする。

2 法第三十二条の十二第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一〇四 (略)

3 法第三十二条の十四第二項に規定する電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

(目的外利用の例外)

第十一条 法第三十二条の十五第一項に規定する主務省令で定める正当な理由は、次のとおりと

一〇四 (略)

3 法第三十二条の十二第二項に規定する電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

(目的外利用の例外)

第十一条 法第三十二条の十三第一項に規定する主務省令で定める正当な理由は、次のとおりと

する。

一・二 (略)

(点検の実施)

第十二条 法第三十二条の十七に規定する主務省令で定める期間は、特定製造事業者等が点検通知事項の通知を発した時から点検期間の始期までの間とする。

2 法第三十二条の十七に規定する主務省令で定める基準は、別表第二の特定保守製品の型式の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の点検基準の欄に掲げるとおりとする。

する。

一・二 (略)

(点検の実施)

第十二条 法第三十二条の十五に規定する主務省令で定める期間は、特定製造事業者等が点検通知事項の通知を発した時から点検期間の始期までの間とする。

2 法第三十二条の十五に規定する主務省令で定める基準は、別表第二の特定保守製品の型式の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の点検基準の欄に掲げるとおりとする。

第十三条 法第三十二条の二十に規定する主務省令で定める判断の基準となるべき事項は、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一〜十二 (略)

第十三条 法第三十二条の十八に規定する主務省令で定める判断の基準となるべき事項は、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一〜十二 (略)

様式第一、様式第二、様式第七及び様式第八を次のように改める。

様式第1（第3条第1項関係）

特定保守製品製造（輸入）事業届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあつ

てはその代表名の氏名

住所

電話番号及び電子メールアドレス

レス

消費生活用製品安全法第32条の4第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造（輸入）する特定保守製品の区分
- 3 当該特定保守製品の型式の区分
- 4 当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 2（第 3 条第 2 項関係）

特定保守製品製造（輸入）事業承継届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあっ

てはその代表名の氏名

住所

電話番号及び電子メールアドレス

レス

消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第 32 条の 4 第 2 項において準用する法第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏名又は名称及び法人にあ つてはその代表者の氏名	
	住 所	
	電話番号及び電子メールアド レス	
	製造（輸入）事業届出の年月 日	
	製造（輸入）する特定保守製 品の区分	
	当該特定保守製品の型式の 区分	
	当該特定保守製品を製造す る工場又は事業場の名称及 び所在地（輸入の事業を行 う者にあつては、当該特定 保守製品の製造事業者の氏 名又は名称及び住所）	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 7（第 3 条第 4 項関係）

事業届出事項変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあつ
てはその代表名の氏名
住所
電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第 32 条の 4 第 2 項において準用する法第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第8（第3条第6項関係）

特定保守製品製造（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあつ
てはその代表名の氏名
住所
電話番号及び電子メールアドレス
レス

消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第32条の4第2項において準用する法第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する特定保守製品の区分
- 3 廃止の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第四条 ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十六年通商産業省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(定義) 第一条 この省令において使用する用語は、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。)<u>及びガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号。以下「令」という。)</u>において使用する用語の例による。	(定義) 第一条 この省令において使用する用語は、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。)<u>およびガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号)</u>において使用する用語の例による。

（販売等に係る例外の届出等）

第二条 法第三百三十八条第二項第一号の規定による届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該ガス用品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（ガス用品の製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつてはその事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

2・3 （略）

（事業の届出）

（販売等に係る例外の届出等）

第二条 法第三百三十八条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該ガス用品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（ガス用品の製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつてはその事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

2・3 （略）

（事業の届出）

第四条 法第四百四十条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第二十一条第四項の表第二十三号に規定する者にあつてはその者の当該事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同表第二十四号に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同表第二十五号に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第六条第一項、第七条第一項及び第四項並びに第九条において同じ。）に提出しなければならない。

2 | 法第四百四十条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（一のガス用品の区分に属するガス用品の製造又は輸入に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつては、その事業場を管轄する経済産業局長。第六条第一項、第七条、第九条及び第十条において同じ。）に提出しなければならない。

（新設）

第四条 法第四百四十条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（一のガス用品の区分に属するガス用品の製造又は輸入に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつては、その事業場を管轄する経済産業局長。第六条第一項、第七条、第九条及び第十条において同じ。）に提出しなければならない。

うとする特定輸入事業者は、様式第三による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

二 国内管理人に、法の規定により経済産業大臣が行う処分のお知らせ及び第三十七条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三の二による書類

三 第十四条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日

本語又は英語で記載したものに限る。)

四 国内管理人が第十四条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第三の三による書類

五 その他経済産業大臣が必要と認める書類

(型式の区分)

第五条 法第四百十条第三号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二のガス用品の区分の欄に掲げるそれぞれのガス用品について、それぞれ同表の型式の区分の欄において構造等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上あるガス用品については、

(型式の区分)

第五条 法第四百十条第二号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二のガス用品の区分の欄に掲げるそれぞれのガス用品について、それぞれ同表の型式の区分の欄において構造等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上あるガス用品については、

それぞれの構造等の区分として掲げる区分の一
を全ての要素について組み合わせたものごと
一の型式の区分とする。

(法第百四十条第四号の経済産業省令で定める
要件)

第五条の二 法第百四十条第四号の経済産業省令
で定める要件は、次のいずれにも該当すること
とする。

一 届出に係る型式のガス用品の設計を行つて
いること。

二 届出に係る型式のガス用品について、検査
機関において、法第百四十五条第二項の規定

それぞれの構造等の区分として掲げる区分の一
をすべての要素について組み合わせたものごと
一の型式の区分とする。

(新設)

による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。

三 経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式のガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（ガス用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。

四 その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

（変更の届出）

第七条 法第百四十二条第一項の規定により事業

（変更の届出）

第七条 法第百四十二条の規定により事業の届出

の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2

法第四百四十二条第一項の規定により法第四百四十二条第二号の事項の変更の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第八による届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 国内管理人を変更した場合 次に掲げる書類

イ 変更後の国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人

事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

の登記事項証明書)

ロ 変更後の国内管理人に、法の規定により
経済産業大臣が行う処分のお知らせ及び第三十
七条の規定により経済産業大臣が行う通知
を受領する権限を付与したことを証する様
式第三の二による書類

ハ 第十四条の二第五号の委託契約に係る契
約書その他これに準ずる書類又はその写し
(日本語又は英語で記載したものに限り。

ニ 変更後の国内管理人が第十四条の二各号
の基準に適合する者であることを誓約する
様式第三の三による書類

ホ 其他経済産業大臣が必要と認める書類

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該変更が行われたことを証する書類

3 法第四百四十二条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者又は国内管理人が法人である場合におけるその代表者の氏名の変更とする。

4 法第四百四十二条第二項の規定により法第四百四十二条第四号の事項の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(軽微な変更)

第八条 削除

第十条 削除

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第八条 法第四百四十二条ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

（情報の提供）

第十条 法第四百四十四条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 提供の請求をしようとする情報の概要

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十二条 法第四百四十五条第一項第一号の規定による届出については第二条第一項の規定を、法第四百四十五条第一項第二号の承認の申請については第二条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「ガスの製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者にあつてはその事業場」とあるのは、「令第二十一条第四項の表第二十三号に規定する者にあつてはその者の当該事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同表第二十四号に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同表第二十五号に規

第十二条 法第四百四十五条第一項第一号の届出については第二条第一項の規定を、法第四百四十五条第一項第二号の承認の申請については第二条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「ガスの製造、輸入又は販売」とあるのは、「一のガスの区分に属するガスの製造又は輸入」と読み替えるものとする。

定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所」と読み替えるものとする。

（検査の方式等）

第十三条 （略）

2 （略）

3 法第百四十五条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間及び同条第三項の規定により検査記録の写しを保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十四条 （略）

（検査の方式等）

第十三条 （略）

2 （略）

3 法第百四十五条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十四条 （略）

2・3 (略)

4 前三項の規定は、法第四百四十五条第三項に規定する写し及び法第四百四十六条第三項に規定する写しについて準用する。この場合において、第一項中「前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法」と読み替えるものとする。

(国内管理人の基準)

第十四条の二 法第四百四十五条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 日本に住所を有すること。
- 二 届出事業者から、法の規定により経済産業

2・3 (略)

(新設)

(新設)

大臣が行う処分
の通知及び第三十七
条の規定により経済
産業大臣が行う通知
を受領する権限を付
与されていること。

三| ガス用品に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。

四| 日本語による会話能力を有すること。

五| 次に掲げる事項を記載した文書により国内
管理人の業務に関する委託契約を締結していること。

イ| 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
ロ| 届出事業者の輸入に係るガス用品の回収
その他の災害の拡大を防止するための措置

に関する事項

ハ 第二号に関する事項

ニ 法第四百四十五条第三項前段及び第四百四十六条第三項前段の規定による写しの提供並びに法第四百四十五条第三項後段及び第四百四十六条第三項後段の規定による写しの保存に関する事項

ホ 法第七十一条第一項の規定による報告の徴収、法第七十二条第一項の規定による立入検査及び法第七十三条第一項に規定するガス用品の提出に関する事項

ヘ その他経済産業大臣が必要と認める事項

六 国内管理人の業務の実施方法が適切である

こと。

(適合性検査の方法)

第十七条 法第四百四十六条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第四百四十六条第一項第一号に掲げるもの
特定ガス用品について、第十一条に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

- 二 法第四百四十六条第一項第二号に掲げるもの
試験用の特定ガス用品について第十一条に

(適合性検査の方法)

第十七条 法第四百四十六条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第四百四十六条第一項第一号に掲げるもの
特定ガス用品について、第十一条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

- 二 法第四百四十六条第一項第二号に掲げるもの
試験用の特定ガス用品について第十一条の

規定する技術上の基準への適合を確認するため
に適切と認められる方法並びに検査設備及び
前条に規定するものについてその適合性検査
に係る届出事業者の工場又は事業場における
次条各号に掲げる基準への適合を確認する
ために適切と認められる方法

(表示)

第二十条 法第四百四十七条第一項の規定によりガス
用品に表示を付する場合は、ガス用品の機器
本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方
法により次の表示を示さなければならない。

一・二 (略)

技術上の基準への適合を確認するために適切
と認められる方法並びに検査設備及び前条で
定めるものについてその適合性検査に係る届
出事業者の工場又は事業場における次条各号
に掲げる基準への適合を確認するために適切
と認められる方法

(表示)

第二十条 法第四百四十七条の規定によりガス用品
に表示を付する場合は、ガス用品の機器本体の
表面の見やすい箇所に容易に消えない方法によ
り次の表示を示さなければならない。

一・二 (略)

(帳簿)

第二十九条 法第百五十三条第二項において準用する法第百三十五条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第百四十条第三号の経済産業省令で定める型式の区分

四〇七 (略)

2・3 (略)

(旅費の額)

(帳簿)

第二十九条 法第百五十三条第二項において準用する法第百三十五条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一・二 (略)

三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第百四十条第二号の経済産業省令で定める型式の区分

四〇七 (略)

2・3 (略)

(旅費の額)

第三十三条 令第十八条の旅費の額に相当する額

（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第七章 雑則

第三十三条 ガス事業法施行令第十七条の旅費の

額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第七章 雑則

(氏名等の公表方法)

第三十六条 経済産業大臣は、法第百五十七条の四の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(新設)

(意見を述べる機会の供与)

第三十七条 経済産業大臣は、法第百五十七条の四の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あ

(新設)

らかじめ、当該法令等違反行為を行つた者又は国内管理人にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行つた者が自ら又は国内管理人を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大の防止の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るいとまがないとき。

二 法令等違反行為を行つた者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該

者と連絡することができないとき。

第三十八条 (略)

第三十六条 (略)

様式第一から様式第三までを次のように改める。

様式第 1（第 2 条、第 12 条関係）

ガス用品輸出用例外届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第 138 条第 2 項第 1 号（第 145 条第 1 項第 1 号）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 ガス用品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
 - 2 輸出予定数量
 - 3 仕向地及び輸出の時期
 - 4 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及びガス用品の型式の区分
- （備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2（第 2 条、第 12 条関係）

ガス用品例外承認申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第 138 条第 2 項第 2 号（第 145 条第 1 項第 2 号）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 ガス用品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 承認を申請する理由
- 3 用途
- 4 製造、輸入又は販売を予定する数量
- 5 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所
- 6 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及びガス用品の型式の区分

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 3（第 4 条関係）

ガス用品製造（輸入）事業届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第 140 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造（輸入）するガス用品の区分
- 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である
国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 4 当該ガス用品の型式の区分
- 5 ガス用品の技術上の基準等に関する省令第 5 条の 2 に規定する要件に該当しない
者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事
業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第三の次に次の二様式を加える。

様式第3の2（第4条、第7条関係）

権限証明書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者を国内管理人と定め、次の権限を付与したことを証明します。

- ・ガス事業法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知を受領する権限
- ・ガス用品の技術上の基準等に関する省令第37条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限

- 1 国内管理人の住所
- 2 国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 3 国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス
（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3の3（第4条、第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者がガス用品の技術上の基準等に関する省令第14条の2各号に規定する基準に適合する国内管理人であることを誓約します。

- 1 国内管理人の住所
- 2 国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 3 国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四から様式第十一まで及び様式第十六を次のように改める。

様式第4（第6条関係）

ガス用品製造（輸入）事業承継届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第141条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	住 所	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	電話番号及び電子メールアドレス	
	製造（輸入）事業届出の年月日	
	製造（輸入）するガス用品の区分	
	特定輸入事業者にあつては、国内 管理人の氏名又は名称及び住所並 びに法人である国内管理人にあつ てはその代表者の氏名	
	当該ガス用品の型式の区分	
	ガス用品の技術上の基準等に関す る省令第5条の2に規定する要件 に該当しない者にあつては、当該 ガス用品を製造する工場又は事業 場の名称及び所在地（輸入の事業 を行う者にあつては、当該ガス用 品の製造事業者の氏名又は名称及 び住所）	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 5（第 6 条関係）

ガス用品製造（輸入）事業譲渡譲受証明書

年 月 日

殿

譲り渡した者 住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）
譲り受けた者 住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

次のとおりガス用品製造（輸入）事業者の事業の全部の譲渡譲受があつたことを証明します。

- 1 譲り渡した者の製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）するガス用品の区分
- 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 4 当該ガス用品の型式の区分
- 5 ガス用品の技術上の基準等に関する省令第 5 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 6 譲渡譲受の年月日
（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6（第 6 条関係）

ガス用品製造（輸入）事業者相続同意証明書

年 月 日

殿

証明者 住 所
氏 名

次のとおりガス用品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
- 3 製造（輸入）するガス用品の区分
- 4 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である
国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 5 当該ガス用品の型式の区分
- 6 ガス用品の技術上の基準等に関する省令第 5 条の 2 に規定する要件に該当しない
者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事
業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 7 ガス用品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者の住所及び氏
名
- 8 相続開始の年月日

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

- 2 証明書は、ガス用品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定
された者以外の相続人全員が氏名を記載すること。

様式第 7（第 6 条関係）

ガス用品製造（輸入）事業者相続証明書

年 月 日

殿

証明者 住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

次のとおりガス用品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
- 3 製造（輸入）するガス用品の区分
- 4 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である
国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 5 当該ガス用品の型式の区分
- 6 ガス用品の技術上の基準等に関する省令第 5 条の 2 に規定する要件に該当しない
者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事
業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 7 ガス用品製造（輸入）事業者の地位を承継した者の住所及び氏名
- 8 相続開始の年月日

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 証明者は、2 人以上とすること。

様式第 7 の 2（第 6 条関係）

ガス用品製造（輸入）事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 住 所
名称及び代表者の氏名

承 継 者 住 所
名称及び代表者の氏名

次のとおり分割によつてガス用品製造（輸入）事業者の事業の全部の承継があつたことを証明します。

- 1 被承継者の製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）するガス用品の区分
- 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 4 当該ガス用品の型式の区分
- 5 ガス用品の技術上の基準等に関する省令第 5 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 6 承継の年月日
（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 8（第 7 条関係）

事業届出事項変更届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第 142 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 9（第 9 条関係）

ガス用品製造（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第 143 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）するガス用品の区分
- 3 廃止の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 10（別表第 3 関係）

略称表示承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関）の氏名若しくは名称に代えて略称を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

ガス用品の区分	略称に代える事項	略称

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 11（別表第 3 関係）

登録商標表示届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

ガス用品の区分	登録商標に代える事項	登 録 商 標

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

様式第 16（第 38 条関係）

適合性検査についての申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第 186 条第 4 項（第 5 項）において準用する同条第 1 項の規定により、国内登録ガス用品検査機関（外国登録ガス用品検査機関）が適合性検査を行わない又は適合性検査結果に異議があるので、適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべき（請求すべき）ことを、次のとおり申請します。

- 1 特定ガス用品の型式の区分
- 2 申請理由

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第五条 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告） 第二百十五条 都道府県知事は、法第七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、<u>令第二十條第二項の規定により</u>、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大	（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告） 第二百十五条 都道府県知事は、法第七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、<u>令第十九條第二項の規定により</u>、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大

臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第二十条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第二百十六条 都道府県知事は、その職員に、法第七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第二十条第二項の規定により、

臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第二百十六条 都道府県知事は、その職員に、法第七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十九条第二項の規定により、

その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2
(略)

3 市長は、その職員に、法第七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第二十条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない

その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2
(略)

3 市長は、その職員に、法第七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十九条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない

ならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4
(略)

第二百十七条 都道府県知事は、法第七十三條第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第二十條第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第七十三條第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令

ならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4
(略)

第二百十七条 都道府県知事は、法第七十三條第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十九條第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第七十三條第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令

第二十条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

様式第九十六、様式第九十七、様式第九十九及び様式第百を次のように改める。

様式第 96（第 211 条関係）

（表 面）

第 号

ガス事業法第 172 条第 1 項、第 2 項、第 3 項又は第 4 項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日発行

写 真

押 出
ス
タ
ン
プ

経済産業大臣（電力・ガス取引監視等委員会委員長、経済産業局長、産業保安監督部長、都道府県知事又は市長）

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。

（裏 面）

ガス事業法抜粋

第 172 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第 54 条若しくは第 54 条の 4 から第 54 条の 7 まで又は第 80 条若しくは第 80 条の 4 から第 80 条の 7 までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ガス工作物検査機関又は国内登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第 201 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

十七 第 172 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第 202 条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

四 第 172 条第 3 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

様式第 97（第 211 条関係）

（表 面）

第 号

ガス事業法第 172 条第 5 項の規定による立入検査証

所属及び氏名

年 月 日生

年 月 日発行

写真

押
出
ス
タ
ン
プ

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。

（裏 面）

ガス事業法抜粋

第 172 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ガス工作物検査機関又は国内登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 1 項の規定による立入検査（ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）に係るものに限る。）又は第 4 項の規定による立入検査（国内登録ガス用品検査機関に係るものに限る。）を行わせることができる。

第 201 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

十七 第 172 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

様式第 99（第 216 条関係）

立入検査実施状況報告書（ 年度分）

年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県名又は市名 _____

ガス事業法施行令第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告をします。

立入販売事業者実数	
	うち違反販売事業者実数

（内訳）

番号	ガス用品の 区 分	立入販売事 業者数		検査機種数		違 反 内 容			備 考
			うち違 反販売 事業者 数		うち違 反機種 数	法第 147 条に規定 する表示 に係る不 適合	技術基準 上の表示 に係る不 適合	その他 の違反	
合 計									

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 立入検査を受けた事業者のうちガス用品を取り扱っていたもののみを集計することとする。
- 3 事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

様式第 100 (第 216 条関係)

立 入 検 査 実 施 報 告 書			
都道府県名又は市名		検査官所属部課名	
検 査 官 氏 名		検 査 実 施 年 月 日	年 月 日
ガ ス 用 品 の 区 分			
販 売 事 業 者 名			
所 在 地			
電 話 番 号			
販 売 形 式	イ. ガス事業者 ロ. ホームセンター ハ. 管工事・住宅設備店 ニ. ガス機器専門店 ホ. その他 ()		
製造又は輸入事業者名			
型 式 名			
仕 入 先 事 業 者 名			
所 在 地			
電 話 番 号			
仕 入 時 期			
違反点数			
無表示数			点 (内訳)
表示箇所違反数			点 (内訳)
販売事業者が表示した数			点 (内訳)
他の表示を重貼した数			点 (内訳)
その他 ()			点 (内訳)
販売事業者が所有している当該ガス用品の総数			点 (内訳)
違反内容の説明に対する販売事業者の対応状況 ()			
販売事業者が自主的に採った措置 (年 月 日 確認)			
イ. 撤 去 ロ. 仕入先に返品 ハ. 廃棄 ニ. そ の 他 () ホ. 措置せず ()			

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 内訳は、型式名等ガス用品が特定できる内容とする。
- 3 ガス用品の区分、製造又は輸入事業者毎に別葉とする。

(ガス関係報告規則の一部改正)

第六条 ガス関係報告規則(平成二十九年経済産業省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
(定期報告) 第三条 (略) 2 前項に規定する報告書の提出先は、次の表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる報告事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。			(定期報告) 第三条 (略) 2 前項に規定する報告書の提出先は、次の表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる報告事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。		
報告者の区分	報告事項	報告先	報告者の区分	報告事項	報告先

一 令第二十一条	第四項の表第七号又は第二十七号のガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）
(略)	(略)
(略)	(略)

一 令第二十条第	四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）
(略)	(略)
(略)	(略)

二 令第二十一条	第四項の表第七号又は第二十七号のガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）
(略)	(略)
(略)	(略)

二 令第二十条第	四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）
(略)	(略)
(略)	(略)

四 令第二十一条	三 令第二十一条 第四項の表第七号又は第二十七号のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

四 令第二十条第	三 令第二十条第 四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第四項の表第七	五 令第二十一条 （略）	第四項の表第七 （略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

四項の表第七号	五 令第二十条第 （略）	四項の表第七号 （略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

号の一般ガス導 管事業者以外の 一般ガス導管事 業者	六 令第二十一条 第四項の表第七 号の一般ガス導 管事業者	七 令第二十一条 第四項の表第七 号の特定ガス導 管事業者以外の 特定ガス導管事
	(略)	(略)
	(略)	(略)

の一般ガス導管 事業者以外の一 般ガス導管事業 者	六 令第二十条第 四項の表第七号 の一般ガス導管 事業者	七 令第二十条第 四項の表第七号 の特定ガス導管 事業者以外の特 定ガス導管事業
	(略)	(略)
	(略)	(略)

業者	八 令第二十一条 第四項の表第七 号の特定ガス導 管事業者	九 令第二十一条 第四項の表第七 号のガス製造事 業者以外のガス 製造事業者	十 令第二十一条 第四項の表第七 号のガス製造事
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

者	八 令第二十条第 四項の表第七号 の特定ガス導管 事業者	九 令第二十条第 四項の表第七号 のガス製造事業 者以外のガス製 造事業者	十 令第二十条第 四項の表第七号 のガス製造事業
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

業 者	十 一 (略)	十 二 令第二十一 条第四項の表第 一 号に規定する ガス小売事業者 以外のガス小売 事業者（特定ガ ス発生設備にお いてガスを発生 させ、導管によ りこれを供給す る小売供給のみ
	(略)	(略)
	(略)	(略)

者	十 一 (略)	十 二 令第二十 条第四項の表第一 号に規定するガ ス小売事業者以 外のガス小売事 業者（特定ガス 発生設備におい てガスを発生さ せ、導管により これを供給する 小売供給のみを
	(略)	(略)
	(略)	(略)

を行う者を除く。）	十三 令第二十一	条第四項の表第一号に規定するガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを提供する小売供給のみを行う者を除く。）
	（略）	
	（略）	

を行う者を除く。）	十三 令第二十条	第四項の表第一号に規定するガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを提供する小売供給のみを行う者を除く。）
	（略）	
	（略）	

十四 令第二十一	条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者（当該月の末日において改正法附則第二十二條第一項の義務を負わない者に限る。）
(略)	
(略)	

十四 令第二十條	第四項の表第十号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者（当該月の末日において改正法附則第二十二條第一項の義務を負わない者に限る。）
(略)	
(略)	

条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管	十六 令第二十一	者に限る。）
	(略)	
	(略)	

第四項の表第十号に規定する一般ガス導管事	十六 令第二十条	に限る。）
	(略)	
	(略)	

事業者以外の一般ガス導管事業者	十七 令第二十一条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者	十八 (略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

業者以外の一般ガス導管事業者	十七 令第二十条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者	十八 (略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

(ガス事業託送供給収支計算規則の一部改正)

第七条 ガス事業託送供給収支計算規則(平成二十九年経済産業省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(事業者が定める算定方法) 第六条 事業者は、当該事業者の事業実施に係る特別な事情が存在する場合であつて、当該事情を勘案せずに託送供給等関連業務に関する会計を整理することが合理的でないと認められる場合においては、第三条から前条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであつて、これらの規定とは異なる算定方法を定めることが	(事業者が定める算定方法) 第六条 事業者は、当該事業者の事業実施に係る特別な事情が存在する場合であつて、当該事情を勘案せずに託送供給等関連業務に関する会計を整理することが合理的でないと認められる場合においては、第三条から前条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであつて、これらの規定とは異なる算定方法を定めることが

できる。この場合において、事業者は当該算定方法を、あらかじめ様式第四に整理し、経済産業大臣（ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第二十一条第四項の表第十一号に規定する事業者については、その供給区域を管轄する経済産業局長。以下同じ。）に届け出なくてはならない。この場合において経済産業大臣は、当該方法を公表しなければならない。

できる。この場合において、事業者は当該算定方法を、あらかじめ様式第四に整理し、経済産業大臣（ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第二十条第四項の表第十一号に規定する事業者については、その供給区域を管轄する経済産業局長。以下同じ。）に届け出なくてはならない。この場合において経済産業大臣は、当該方法を公表しなければならない。

（電気用品安全法施行規則の一部改正）

第八条 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	(事業の届出) 第三条 法第三条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第一による届出書を経済産業大臣（<u>令第十條第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第三項に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所</u>
改正前	(事業の届出) 第三条 法第三条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第一による届出書を経済産業大臣（<u>令第六條第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長。第五條第一項、第六條、第八條及び第九條において同じ。</u>）に提出しなければならない。

在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第五条第一項、第六条第一項及び第四項並びに第八条において同じ。）に提出しなければならない。

2

法第三条の規定により事業の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第一による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

（新設）

-
- 二 国内管理人に、法の規定により経済産業大臣が行う処分のお知らせ及び第三十四条の二の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第一の二による書類
- 三 第十二条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）
- 四 国内管理人が第十二条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第一の三による書類
- 五 その他経済産業大臣が必要と認める書類
-

(型式の区分)

第四条 法第三条第三号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二の品名の欄に掲げるそれぞれの電気用品について、同表の型式の区分の欄において要素による区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある電気用品については、それぞれの要素による区分として掲げる区分の一を全ての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

2
(略)

(法第三条第四号の経済産業省令で定める要件

(型式の区分)

第四条 法第三条第二号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二の品名の欄に掲げるそれぞれの電気用品について、同表の型式の区分の欄において要素による区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある電気用品については、それぞれの要素による区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

2
(略)

～

第四条の二 法第三条第四号の経済産業省令で定

める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 届出に係る型式の電気用品の設計を行つて
いること。

二 届出に係る型式の電気用品について、検査
機関において、法第八条第一項に規定する技
術基準への適合を確認するための検査を定期
的に行い、その検査記録を作成し、これを保
存していること。

三 経済産業大臣から報告を求められた場合に
は、遅滞なく、届出に係る型式の電気用品を

(新設)

製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。

四| その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

（変更の届出）

第六條 法第五條第一項の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2| 法第五條第一項の規定により法第三條第二号

（変更の届出）

第六條 法第五條の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

の事項の変更の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第六による届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 国内管理人を変更した場合 次に掲げる書類

イ 変更後の国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

ロ 変更後の国内管理人に、法の規定により経済産業大臣が行う処分のお知らせ及び第三十条の二の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証す

る様式第一の二による書類

ハ 第十二条の二第五号の委託契約に係る契

約書その他これに準ずる書類又はその写し

(日本語又は英語で記載したものに限り。

）

ニ 変更後の国内管理人が第十二条の二各号

の基準に適合する者であることを誓約する

様式第一の三による書類

ホ その他経済産業大臣が必要と認める書類

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該変更が

行われたことを証する書類

3 法第五条第一項ただし書の主務省令で定める

軽微な変更は、届出事業者又は国内管理人が法

(新設)

人である場合におけるその代表者の氏名の変更とする。

4 法第五条第二項の規定により法第三条第四号の事項の届出をしようとする者は、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七条 削除

(新設)

(軽微な変更)

第七条 法第五条ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるとき、法人の代表者の氏名の変更とする。

(情報の提供)

第九条 削除

(検査の方式等)

第十一条 (略)

2 (略)

3 法第八条第二項の規定により検査記録を保存しななければならない期間及び同条第三項の規定により検査記録の写しを保存しななければならない

第九条 法第七条の規定により情報の提供の請求

をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 提供の請求をしようとする情報の概要

(検査の方式等)

第十一条 (略)

2 (略)

3 法第八条第二項の規定により検査記録を保存しななければならない期間は、検査の日から三年とする。

い期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十二条 （略）

2・3 （略）

4 前三項の規定は、法第八条第三項に規定する写し及び法第九条第三項に規定する写しについて準用する。この場合において、第一項中「前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法」と読み替えるものとする。

（国内管理人の基準）

（電磁的方法による保存）

第十二条 （略）

2・3 （略）

（新設）

第十二条の二 法第八条第四項の経済産業省令で

定める基準は、次のとおりとする。

一 日本に住所を有すること。

二 届出事業者から、法の規定により経済産業大臣が行う処分のお知らせ及び第三十四条の二の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与されていること。

三 電気用品に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。

四 日本語による会話能力を有すること。

五 次に掲げる事項を記載した文書により国内管理人の業務に関する委託契約を締結してい

(新設)

ること。

イ 経済産業大臣との連絡体制に関する事項

ロ 届出事業者の輸入に係る電気用品の回収

その他の危険及び障害の拡大を防止するた

めの措置に関する事項

ハ 第二号に関する事項

ニ 法第八条第三項前段及び第九条第三項前

段の規定による写しの提供並びに法第八条

第三項後段及び第九条第三項後段の規定に

よる写しの保存に関する事項

ホ 法第四十五条第一項の規定による報告の

徴収、法第四十六条第一項の規定による立

入検査等及び法第四十六条の二第一項に規

定する電気用品の提出に関する事項

へ その他経済産業大臣が必要と認める事項

六 国内管理人の業務の実施方法が適切である

こと。

(適合性検査の方法)

第十四条 法第九条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとにより、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 法第九条第一項第二号に掲げるもの 試験用の特定電気用品について法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために

(適合性検査の方法)

第十四条 法第九条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとにより、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 法第九条第一項第二号に掲げるもの 試験用の特定電気用品について法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために

適切と認められる方法及び当該試験用の特定電気用品に係る適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備について次条に規定する基準への適合を確認するために適切と認められる方法

(帳簿)

第二十七条 法第四十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第三条第三号の経済産業省令で定める型式の区分

適切と認められる方法及び当該試験用の特定電気用品に係る適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備について次条で定める基準への適合を確認するために適切と認められる方法

(帳簿)

第二十七条 法第四十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第三条第二号の経済産業省令で定める型式の区分

四〇七 (略)

2・3 (略)

(旅費の額)

第三十一条 令第六条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が

四〇七 (略)

2・3 (略)

(旅費の額)

第三十一条 令第二条の三の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務

四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第六章 雑則

（氏名等の公表方法）

第三十四条 経済産業大臣は、法第四十二条の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危険及び障害の拡大を防止するために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第六章 雑則

（新設）

(意見を述べる機会の供与)

第三十四条の二 経済産業大臣は、法第四十二条

の八の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行つた者又は国内管理人にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行つた者が自ら又は国内管理人を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 電気用品による危険又は障害の拡大の防止の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執

(新設)

るいとまがないとき。

二 法令等違反行為を行つた者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。

第三十四条の三 (略)

第四十五条 削除

第三十四条 (略)

(書類の写しの提出等)

第四十五条 経済産業大臣に対し法第三条、第四条第二項、第五条又は第六条の規定による届出(電気用品の製造の事業を行うものに係るものに限る。)をする者は、その届出をする書類の写し一通をその届出に係る電気用品を製造する

(経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長
の報告)

第四十六条 都道府県知事は、法第四十五条第一
項の規定により報告の徴収を行つたときは、令
第九条第二項の規定により、遅滞なく、様式第
十九による報告書を、当該報告の徴収に係る事
務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄す
る経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出
しなければならない。

2 市長は、法第四十五条第一項の規定により報

工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局
長に提出しなければならない。

(経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長
の報告)

第四十六条 都道府県知事は、法第四十五条第一
項の規定により報告の徴収を行つたときは、令
第五条第二項の規定により、遅滞なく、様式第
十九による報告書を、当該報告の徴収に係る事
務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄す
る経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出
しなければならない。

2 市長は、法第四十五条第一項の規定により報

告の徴収を行つたときは、令第九条第二項の規定により、遅滞なく、様式第十九による報告書を、当該報告の徴収に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第四十七条 都道府県知事は、その職員に、法第四十六条第一項の規定により立入検査又は質問をさせたときは、令第九条第二項の規定により、その年度中の立入検査又は質問の結果を取り

告の徴収を行つたときは、令第五条第二項の規定により、遅滞なく、様式第十九による報告書を、当該報告の徴収に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第四十七条 都道府県知事は、その職員に、法第四十六条第一項の規定により立入検査又は質問をさせたときは、令第五条第二項の規定により、その年度中の立入検査又は質問の結果を取り

まとめて翌年度の四月三十日までに、様式第二十による報告書を、当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2
(略)

3 市長は、その職員に、法第四十六条第一項の規定により立入検査又は質問をさせたときは、令第九条第二項の規定により、その年度中の立入検査又は質問の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第二十による報告書を、当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局

まとめて翌年度の四月三十日までに、様式第二十による報告書を、当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2
(略)

3 市長は、その職員に、法第四十六条第一項の規定により立入検査又は質問をさせたときは、令第五条第二項の規定により、その年度中の立入検査又は質問の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第二十による報告書を、当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局

長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4
(略)

第四十八条 都道府県知事は、法第四十六条の二第一項の規定により電気用品を提出すべきことを命じたときは、令第九条第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十二による報告書を、当該命令に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4
(略)

第四十八条 都道府県知事は、法第四十六条の二第一項の規定により電気用品を提出すべきことを命じたときは、令第五条第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十二による報告書を、当該命令に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 市長は、法第四十六条の二第一項の規定により電気用品を提出すべきことを命じたときは、令第九条第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十二による報告書を、当該命令に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

2 市長は、法第四十六条の二第一項の規定により電気用品を提出すべきことを命じたときは、令第五条第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十二による報告書を、当該命令に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

様式第一を次のように改める。

様式第 1（第 3 条関係）

電気用品製造（輸入）事業届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造（輸入）する電気用品の区分
- 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である
国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 4 当該電気用品の型式の区分
- 5 電気用品安全法施行規則第 4 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当
該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつ
ては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造
する工場又は事業場の名称及び所在地）
- 6 専ら輸出するための当該電気用品の製造（輸入）の事業を行おうとする者にあつて
は、その旨

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第一の次に次の二様式を加える。

様式第 1 の 2（第 3 条、第 6 条関係）

権限証明書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者を国内管理人と定め、次の権限を付与したことを証明します。

- ・電気用品安全法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知を受領する権限
- ・電気用品安全法施行規則第34条の 2 の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限

1 国内管理人の住所

2 国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

3 国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 1 の 3（第 3 条、第 6 条関係）

誓 約 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者が電気用品安全法施行規則第12条の 2 各号に規定する基準に適合する国内管理人であることを誓約します。

- 1 国内管理人の住所
 - 2 国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
 - 3 国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス
- （備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第二から様式第十まで、様式第十五から様式第十六の三まで及び様式第十九から様式第二十二までを次のように改める。

様式第 2（第 5 条関係）

電気用品製造（輸入）事業承継届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	住 所	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	電話番号及び電子メールアドレス	
	製造（輸入）事業届出の年月日	
	製造（輸入）する電気用品の区分	
	特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名	
	当該電気用品の型式の区分	
	電気用品安全法施行規則第 4 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 3（第 5 条関係）

電気用品製造（輸入）事業譲渡譲受証明書

年 月 日

殿

譲り渡した者 住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

譲り受けた者 住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり電気用品製造（輸入）事業者の事業の全部の譲渡譲受があつたことを証明します。

- 1 譲り渡した者の製造（輸入）事業届出の年月日
 - 2 製造（輸入）する電気用品の区分
 - 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
 - 4 当該電気用品の型式の区分
 - 5 電気用品安全法施行規則第 4 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）
 - 6 譲渡譲受の年月日
- （備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 4（第 5 条関係）

電気用品製造（輸入）事業者相続同意証明書

年 月 日

殿

証明者 住 所

氏 名

次のとおり電気用品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
- 3 製造（輸入）する電気用品の区分
- 4 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である
国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 5 当該電気用品の型式の区分
- 6 電気用品安全法施行規則第 4 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当
該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつ
ては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造
する工場又は事業場の名称及び所在地）
- 7 電気用品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者の住所及び氏
名
- 8 相続開始の年月日

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

- 2 証明書は、電気用品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定
された者以外の相続人全員が氏名を記載すること。

様式第 5（第 5 条関係）

電気用品製造（輸入）事業者相続証明書

年 月 日

殿

証明者 住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり電気用品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
- 3 製造（輸入）する電気用品の区分
- 4 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である
国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 5 当該電気用品の型式の区分
- 6 電気用品安全法施行規則第 4 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当
該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつ
ては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造
する工場又は事業場の名称及び所在地）
- 7 電気用品製造（輸入）事業者の地位を承継した者の住所及び氏名
- 8 相続開始の年月日

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 証明者は、2 人以上とすること。

様式第 5 の 2（第 5 条関係）

電気用品製造（輸入）事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 住所

名称及び代表者の氏名

承 継 者 住所

名称及び代表者の氏名

次のとおり分割によつて電気用品製造（輸入）事業者の事業の全部の承継があつたことを証明します。

- 1 被承継者の製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する電気用品の区分
- 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 4 当該電気用品の型式の区分
- 5 電気用品安全法施行規則第 4 条の 2 に規定する要件に該当しない者であつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）
- 6 承継の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6（第 6 条関係）

事業届出事項変更届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第 5 条第 1 項（第 5 条第 2 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 7（第 8 条関係）

電気用品製造（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する電気用品の区分
- 3 廃止の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 8（第10条、第18条関係）

電気用品例外承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第 8 条第 1 項第 1 号（第27条第 2 項第 1 号）の承認を受けたいので、
次のとおり申請します。

- 1 電気用品の品名
- 2 電気用品の構造、材質及び性能の概要
- 3 対象となる技術基準
- 4 承認を申請する理由
- 5 用途
- 6 製造、輸入又は販売を予定する数量
- 7 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所
- 8 届出の年月日及び電気用品の型式の区分

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 9（第17条関係）

略称表示承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法施行規則第17条第3項の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて略称を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

電気用品（適合性検査を行う特定電気用品）の区分	略称に代える事項	略称

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第10（第17条関係）

登録商標表示届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法施行規則第17条第3項の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

電気用品（適合性検査を行う特定電気用品）の区分	登録商標に代える事項	登録商標

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

様式第15（第34条の3関係）

表 面	
6センチメートル	電気用品安全法第46条第1項の規定による立入検査等 を行う職員の身分証明書 4センチメートル 写真 押出 スタンプ 職名 氏名 年 月 日生 年 月 日発行 発行者 印

裏 面
電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい 第46条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第28条第2項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 十一 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

様式第16（第34条の3関係）

表 面	
6センチメートル	電気用品安全法第46条第2項の規定による立入検査等 を行う職員の身分証明書 4センチメートル 写真 押出 スタンプ 職名 氏名 年 月 日生 年 月 日発行 経済産業大臣 第 号 印

裏 面

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい 第46条 2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 十一 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

様式第16の2（第34条の3 関係）

表面

8センチメートル

6センチメートル

第号

電気用品安全法第46条第1項の規定による立入検査等
を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分
証明書

3センチメートル

4センチメートル

写真

押出
スタンプ

所属
氏名

年 月 日生

年 月 日発行

独立行政法人
製品評価技術基盤機構理事長 

裏面

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい

第46条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第28条第2項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項又は第2項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十一 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

214

様式第16の3（第34条の3関係）

表 面	
8センチメートル	
6 センチ メートル	第 号 電気用品安全法第46条第2項の規定による立入検査等 を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分 証明書 写 真 押出 スタンプ 所属 氏名 年 月 日生 年 月 日発行 独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長 印

裏 面

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい
第46条 2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 4 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項又は第2項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。 第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 十一 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

様式第 19（第 46 条関係）

報告徴収の実施報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県名又は市名

電気用品安全法施行令第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

徴 年 月 日	販 売 事 業 者 名	所 在 地	徴 収 内 容

様式第 20（第 47 条関係）

立入検査実施状況報告書（ 年度分）

年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県名又は市名 _____

電気用品安全法施行令第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

立入販売事業者実数	
	うち違反販売事業者実数

（内訳）

番 号	電気用品の区分	立入販売 事業者数		検査機種数		違 反 内 容			備考
		うち違 反販売 事業者 数		うち違 反機種 数		法第10条 に規定す る表示に 係る不適 合	技 術 基 準 上 の 表 示 に 係 る 不 適 合	その他 の違反	
合 計									

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。
- 2 立入検査を受けた事業者のうち電気用品を取り扱っていたもののみを集計することとする。
- 3 事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

様式第 21 (第 47 条関係)

法令に違反する電気用品の報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県名又は市名 _____

電気用品安全法施行令第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

立入検査 年 月 日	販売事業者 名	所在地	電 気 用品名	電気用品に 表示されて いる事項	違反内容	製造又は輸 入事業者名	仕入先名 及 び 所 在 地

様式第 22 (第 48 条関係)

電気用品提出命令の実施報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県名又は市名 _____

電気用品安全法施行令第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

命 令 年月日	販売事業 者 名	所在地	電 気 用品名	電気用品に表示されている 事項	製造又は輸 入事業者名	仕入先名 及 び 所 在 地

(電気用品の技術上の基準を定める省令の一部改正)

第九条 電気用品の技術上の基準を定める省令(平成二十五年経済産業省令第三十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(長期使用製品安全表示制度による表示) 第二十条 次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限	(長期使用製品安全表示制度による表示) 第二十条 次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限

り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。

(イ) (略)

(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の五第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）

(ハ) (略)

二〇四 (略)

り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。

(イ) (略)

(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）

(ハ) (略)

二〇四 (略)

(液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第十条 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(昭和四十三年通商産業省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(販売等に係る例外の届出等) 第二条 法第三十九条第二項第一号の<u>規定による</u>届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該液化石油ガス器具等が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣(令第十七条第五項に規定する者にあつてはその	(販売等に係る例外の届出等) 第二条 法第三十九条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該液化石油ガス器具等が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣(令第十四条第三項に規定する者にあつてはその者の当該工

者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第六項に規定する者にあつてはその者の当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

2・3 (略)

(事業の届出)

第四条 法第四十一条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十七条第七項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第八項に規定す

場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

2・3 (略)

(事業の届出)

第四条 法第四十一条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十四条第五項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第六項に規定す

る者にあつてはその者の当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長、同条第九項に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長、同条第十項に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長。第六条第一項、第七条第一項及び第四項並びに第九条において同じ。

）に提出しなければならない。

2 法第四十一条の規定により事業の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第三による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

る者にあつてはその者の当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長。第六条第一項、第七条、第九条及び第十条において同じ。

）に提出しなければならない。

（新設）

一 国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

二 国内管理人に、法の規定により経済産業大臣が行う処分のお知らせ及び第三十七条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三の二による書類

三 第十四条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）

四 国内管理人が第十四条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第三の三

による書類

五 その他経済産業大臣が必要と認める書類

(型式の区分)

第五条 法第四十一条第三号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の型式の区分の欄において材質等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある液化石油ガス器具等については、それぞれの材質等の区分として掲げる区分の一を全ての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

(型式の区分)

第五条 法第四十一条第二号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の型式の区分の欄において材質等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある液化石油ガス器具等については、それぞれの材質等の区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

(法第四十一条第四号の経済産業省令で定める要件)

第五条の二 法第四十一条第四号の経済産業省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 届出に係る型式の液化石油ガス器具等の設計を行つていること。

二 届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、検査機関において、法第四十六条第二項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。

三 経済産業大臣から報告を求められた場合に

(新設)

は、遅滞なく、届出に係る型式の液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。

四 その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

（変更の届出）

第七条 法第四十三条第一項の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しな

（変更の届出）

第七条 法第四十三条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければ

なければならない。

2 | 法第四十三条第一項の規定により法第四十一

条第二号の事項の変更の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第八による届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 | 国内管理人を変更した場合 次に掲げる書類

イ | 変更後の国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

ロ | 変更後の国内管理人に、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十

ならない。

（新設）

七条の規定により経済産業大臣が行う通知
を受領する権限を付与したことを証する様
式第三の二による書類

ハ 第十四条の二第五号の委託契約に係る契
約書その他これに準ずる書類又はその写し
(日本語又は英語で記載したものに限り。

）

ニ 変更後の国内管理人が第十四条の二各号
の基準に適合する者であることを誓約する
様式第三の三による書類

ホ その他経済産業大臣が必要と認める書類

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該変更が
行われたことを証する書類

3 法第四十三条第一項ただし書の主務省令で定

める軽微な変更は、届出事業者又は国内管理人
が法人である場合におけるその代表者の氏名の
変更とする。

4 法第四十三条第二項の規定により法第四十一

条第四号の事項の届出をしようとする者は、様
式第八による届出書を経済産業大臣に提出しな
ければならない。

第八条 削除

(新設)

(新設)

(軽微な変更)

第八条 法第四十三条ただし書の経済産業省令で

定める軽微な変更は、届出事業者が法人である
ときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

第十条 削除

(基準適合義務に係る例外の届出等)

第十二条 法第四十六条第一項第一号の規定による届出については第二条第一項の規定を、法第四十六条第一項第二号の承認の申請については

(情報の提供)

第十条 法第四十五条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 提供の請求をしようとする情報の概要

(基準適合義務に係る例外の届出等)

第十二条 法第四十六条第一項第一号の届出については第二条第一項の規定を、法第四十六条第一項第二号の承認の申請については第二条第二

第二条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十七条第五項」とあるのは「第十七条第七項」と、「同条第六項に規定する者にあつてはその者の当該事務所又は営業所」とあるのは「同条第八項に規定する者にあつてはその者の当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長、同条第九項に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長、同条第十項に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所」と読み替えるものとする。

項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十四条第三項」とあるのは「第十四条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と読み替えるものとする。

(検査の方式等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 法第四十六条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間及び同条第三項の規定により検査記録の写しを保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

(電磁的方法による保存)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、法第四十六条第三項に規定する写し及び法第四十七条第三項に規定する写

(検査の方式等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 法第四十六条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

(電磁的方法による保存)

第十四条 (略)

2・3 (略)

(新設)

しについて準用する。この場合において、第一項中「前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法」と読み替えるものとする。

（国内管理人の基準）

第十四条の二 法第四十六条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 日本に住所を有すること。
- 二 届出事業者から、法の規定により経済産業大臣が行う処分 of 通知及び第三十七条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与されていること。

（新設）

三 液化石油ガス器具等に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。

四 日本語による会話能力を有すること。

五 次に掲げる事項を記載した文書により国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること。

イ 経済産業大臣との連絡体制に関する事項

ロ 届出事業者の輸入に係る液化石油ガス器具

具等の回収その他の災害の拡大を防止する

ための措置に関する事項

ハ 第二号に関する事項

ニ 法第四十六条第三項前段及び第四十七条

第三項前段の規定による写しの提供並びに
法第四十六条第三項後段及び第四十七条第
三項後段の規定による写しの保存に関する
事項

ホ 法第八十二条第一項の規定による報告の
徴収、法第八十三条第一項の規定による立
入検査等及び法第八十三条の二第一項に規
定する液化石油ガス器具等の提出に関する
事項

ヘ その他経済産業大臣が必要と認める事項
六 国内管理人の業務の実施方法が適切である
こと。

(適合性検査の方法)

第十七条 法第四十七条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第四十七条第一項第一号に掲げるもの
特定液化石油ガス器具等について、第十一条
に規定する技術上の基準への適合を確認する
ために適切と認められる方法

- 二 法第四十七条第一項第二号に掲げるもの
試験用の特定液化石油ガス器具等について第
十一条に規定する技術上の基準への適合を確
認するために適切と認められる方法並びに検
査設備及び前条に規定するものについてその

(適合性検査の方法)

第十七条 法第四十七条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第四十七条第一項第一号に掲げるもの
特定液化石油ガス器具等について、第十一条
の技術上の基準への適合を確認するために適
切と認められる方法

- 二 法第四十七条第一項第二号に掲げるもの
試験用の特定液化石油ガス器具等について第
十一条の技術上の基準への適合を確認するた
めに適切と認められる方法並びに検査設備及
び前条で定めるものについてその適合性検査

適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

(表示)

第二十条 法第四十八条第一項の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一・二 (略)

(帳簿)

に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

(表示)

第二十条 法第四十八条の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一・二 (略)

(帳簿)

第二十九条 法第八十一条第三項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第四十一条第三号の経済産業省令で定める型式の区分

四〇七 (略)

二・三 (略)

(旅費の額)

第三十三条 令第十二条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第

第二十九条 法第八十一条第三項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第四十一条第二号の経済産業省令で定める型式の区分

四〇七 (略)

二・三 (略)

(旅費の額)

第三十三条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第九条の三の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」とい

百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第七章 雑則

（氏名等の公表方法）

う。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第七章 雑則

第三十六条 経済産業大臣は、法第六十八条の規

(新設)

定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(意見を述べる機会の供与)

第三十七条 経済産業大臣は、法第六十八条の規

(新設)

定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行つた者又は国内管理人にその旨を通知して、当該法令等違反行為

を行つた者が自ら又は国内管理人を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大の防止の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るいとまがないとき。

二 法令等違反行為を行つた者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。

第三十八条 (略)

第三十六条 (略)

様式第一から様式第三までを次のように改める。

様式第 1（第 2 条第 1 項、第 12 条関係）

液化石油ガス器具等輸出用例外届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 39 条第 2 項第 1 号（第 46 条第 1 項第 1 号）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 液化石油ガス器具等の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 輸出予定数量
- 3 仕向地及び輸出の時期
- 4 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び液化石油ガス器具等の型式の区分

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2（第 2 条第 2 項、第 12 条関係）

液化石油ガス器具等例外承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 39 条第 2 項第 2 号（第 46 条第 1 項第 2 号）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 液化石油ガス器具等の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 承認を申請する理由
- 3 用途
- 4 製造、輸入又は販売を予定する数量
- 5 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所
- 6 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び液化石油ガス器具等の型式の区分

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 3（第 4 条第 1 項及び第 2 項関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 41 条の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
- 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人で
ある国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 4 当該液化石油ガス器具等の型式の区分
- 5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第 5 条の 2 に規定する要件
に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場
の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の
製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第三の次に次の二様式を加える。

様式第3の2（第4条第2項第2号、第7条第2項第1号関係）

権限証明書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所
電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者を国内管理人と定め、次の権限を付与したことを証明します。

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定により経済産業大臣が行う処分の通知を受領する権限
- ・ 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第37条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限

- 1 国内管理人の住所
 - 2 国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
 - 3 国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス
- （備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3の3（第4条第2項第4号、第7条第2項第1号関係）

誓 約 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所
電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者が液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第14条の2各号に規定する基準に適合する国内管理人であることを誓約します。

- 1 国内管理人の住所
- 2 国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 3 国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス
（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四から様式第九まで、様式第十二及び様式第十四から様式第十六までを次のように改める。

様式第 4（第 6 条第 1 項関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業承継届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 42 条第 2 項の規定によ
り、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏名又は名称及び法人にあ つてはその代表者の氏名	
	住 所	
	電話番号及び電子メールアド レス	
	製造（輸入）事業届出の年 月 日	
	製造（輸入）する液化石油 ガス器具等の区分	
	特定輸入事業者にあつて は、国内管理人の氏名又は 名称及び住所並びに法人で ある国内管理人にあつては その代表者の氏名	
	当該液化石油ガス器具等の 型式の区分	
	液化石油ガス器具等の技術 上の基準等に関する省令第 5 条の 2 に規定する要件に	

	該当しない者にあつては、 当該液化石油ガス器具等を 製造する工場又は事業場の 名称及び所在地（輸入の事 業を行う者にあつては、当 該液化石油ガス器具等の製 造事業者の氏名又は名称及 び住所）	
--	---	--

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 5（第 6 条第 2 項第 1 号関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業譲渡譲受証明書

年 月 日

殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

次のとおり液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者の事業の全部の譲渡譲受が
あつたことを証明します。

- 1 譲り渡した者の製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
- 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人で
ある国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 4 当該液化石油ガス器具等の型式の区分
- 5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第 5 条の 2 に規定する要件
に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場
の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の
製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 6 譲渡譲受の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6（第 6 条第 2 項第 2 号関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者相続同意証明書

年 月 日

殿

証明者 氏 名

住 所

次のとおり液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
- 3 製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
- 4 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 5 当該液化石油ガス器具等の型式の区分
- 6 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第 5 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 7 液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者の住所及び氏名
- 8 相続開始の年月日

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 証明書は、液化石油ガス器具等（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が氏名を記載すること。

様式第 7（第 6 条第 2 項第 3 号関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者相続証明書

年 月 日

殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

証明者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

次のとおり液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
- 3 製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
- 4 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 5 当該液化石油ガス器具等の型式の区分
- 6 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第 5 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 7 液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者の地位を承継した者の住所及び氏名
- 8 相続開始の年月日

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 証明者は、2 人以上とすること。

様式第 7 の 2（第 6 条第 2 項第 5 号関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 名称及び代表者の氏名
住所

承 継 者 名称及び代表者の氏名
住所

次のとおり分割によつて液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者の事業の全部の承継があつたことを証明します。

- 1 被承継者の製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
- 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 4 当該液化石油ガス器具等の型式の区分
- 5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第 5 条の 2 に規定する要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 6 承継の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 8（第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項関係）

事業届出事項変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 43 条第 1 項（第 43 条第 2 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 9（第 9 条関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 44 条の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
- 3 廃止の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 12（第 27 条第 1 項、第 32 条関係）

業務規程（変更）届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 57 条第 1 項（第 63 条

第 2 項において準用する第 57 条第 1 項）の規定により業務規程（業務規程の変更）
を別添のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 1、2 は業務規程変更の届出の場合に記載すること。

様式第 14（第 38 条関係）

適合性検査についての申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 92 条の 2 第 1 項（第 92 条の 2 第 4 項）の規定により、国内登録検査機関（海外登録検査機関）が適合性検査を行わない又は適合性検査結果に異議があるので、適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべき（請求すべき）ことを、次のとおり申請します。

- 1 特定液化石油ガス器具等の型式の区分
- 2 申請理由

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 15（別表第 3 関係）

略称（記号）表示承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて略称（記号）を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

液化石油ガス器具等の 区分	略称又は記号に代える事項	略 称 又 は 記 号

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 16（別表第 3 関係）

登録商標表示届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

液化石油ガス器具等の 区分	登録商標に代える事項	登 録 商 標

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第十一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十
一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(一般消費者等に対して示すべき電磁的方法の 種類及び内容) 第十三条の二 令第六条第一項の規定により示す べき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる ものとする。 一・二 (略)	(一般消費者等に対して示すべき電磁的方法の 種類及び内容) 第十三条の二 令第五条第一項の規定により示す べき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる ものとする。 一・二 (略)

（液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の三 令第六条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 （略）

（保安業務の委託契約の相手方に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容）

第二十八条の二 令第六条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法

（液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の三 令第五条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 （略）

（保安業務の委託契約の相手方に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容）

第二十八条の二 令第五条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法

の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第二十八条の三 令第六条第三項において準用す

る同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第二十八条の三 令第五条第三項において準用す

る同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

第百六条 令第八条第一号二の経済産業省令で定

める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

(免状交付事務に係る公示)

第百七条 令第八条第二号の規定により、都道府

県知事が、免状交付事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。

一・二 (略)

(経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告)

第百六条 令第七条第一号二の経済産業省令で定

める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

(免状交付事務に係る公示)

第百七条 令第七条第二号の規定により、都道府

県知事が、免状交付事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。

一・二 (略)

(経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告)

第四百十条 都道府県知事又は指定都市の長は、

令第十六条第八項の規定により法第十六条の二

第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

第四百十一条 都道府県知事又は指定都市の長は

、令第十六条第八項の規定により法第八十二条

第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）

第四百十条 都道府県知事又は指定都市の長は、

令第十三条第八項の規定により法第十六条の二

第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

第四百十一条 都道府県知事又は指定都市の長は

、令第十三条第八項の規定により法第八十二条

第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）

の報告を行うときは、当該事務を行った年度の
一年分の報告の徴収の結果をとりまとめて、翌
年度の六月末日までに様式第六十五の報告徴収
実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該
各号に定める者に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 4 (略)

第四百二十二条 都道府県知事又は指定都市の長は
、令第十六条第八項の規定により法第八十三条
第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権
限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の
事業を行う者に関するものを除く。次項におい

の報告を行うときは、当該事務を行った年度の
一年度分の報告の徴収の結果をとりまとめて、
翌年度の六月末日までに様式第六十五の報告徴
収実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当
該各号に定める者に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 4 (略)

第四百二十二条 都道府県知事又は指定都市の長は
、令第十三条第八項の規定により法第八十三条
第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権
限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の
事業を行う者に関するものを除く。次項におい

て同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年分の立入検査、質問又は収去の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十七の立入検査等実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 三 （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、令第十六条第八項の規定により法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）の報告を行う

て同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の立入検査、質問又は収去の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十七の立入検査等実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 三 （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）の報告を行う

ときは、当該事務を行った年度の一年分の立入
検査又は質問の結果を取りまとめて、翌年度の
六月末日までに様式第六十九の立入検査等実施
年報を当該都道府県の区域を管轄する経済産業
局長を経由して経済産業大臣に提出しなければ
ならない。

4
(略)

5 市長は、令第十六条第八項の規定により法第
八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限
に属する事務の報告を行うときは、当該事務を
行った年度の一年分の立入検査又は質問の結果
を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式
第六十九の立入検査等実施年報を当該市の区域

ときは、当該事務を行った年度の一年分の立入
検査又は質問の結果をとりまとめて、翌年度の
六月末日までに様式第六十九の立入検査等実施
年報を当該都道府県の区域を管轄する経済産業
局長を経由して経済産業大臣に提出しなければ
ならない。

4
(略)

5 市長は、令第十三条第八項の規定により法第
八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限
に属する事務の報告を行うときは、当該事務を
行った年度の一年分の立入検査又は質問の結果
をとりまとめて、翌年度の六月末日までに様式
第六十九の立入検査等実施年報を当該市の区域

を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該立入検査等実施年報を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

6
(略)

第四百四十三条 都道府県知事は、法第八十三条の二第一項の規定により液化石油ガス器具等を提出すべきことを命じたときは、令第十六条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該立入検査等実施年報を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

6
(略)

第四百四十三条 都道府県知事は、法第八十三条の二第一項の規定により液化石油ガス器具等を提出すべきことを命じたときは、令第十三条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第八十三条の二第一項の規定により液化石油ガス器具等を提出すべきことを命じたときは、令第十六条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならぬ。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

2 市長は、法第八十三条の二第一項の規定により液化石油ガス器具等を提出すべきことを命じたときは、令第十三条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならぬ。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

様式第六十一、様式第六十二及び様式第六十四から様式第六十九までを次のように改める。

18センチメートル

写真添付面

第 号

職 氏名
生年月日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条の
規定による

立 入 検 査 証

年 月 日発行

有効期間

経済産業大臣（都道府県知事又は市長） ㊞

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律抜すい
- 第83条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。
- 2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その認定を受けた保安機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者、その許可を受けた充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所、営業所、液化石油ガス、充てん設備若しくは液化石油ガス設備工事に使用する機械、器具若しくは材料の保管場所、特定液化石油ガス設備工事の施工場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。ただし、特定液化石油ガス設備工事の施工場所には、当該施工場所の管理者の承諾を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。
- 4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その認定を受けた保安機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 7 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 8 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 13 第1項から第7項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第100条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
- 十六 液化石油ガス器具等製造事業者等が第83条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 十七 第83条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 第101条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

五 第83条第1項若しくは第2項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき（前条第16号の規定に該当する場合を除く。）。

六 第83条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第102条 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

四 第83条第6項又は第7項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

18センチメートル

写真添付面

第 号

所属 氏名
生年月日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条の
規定による

立 入 検 査 証

年 月 日発行

有効期間

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長 ㊟

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律抜すい

第83条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

9 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項の規定による立入検査又は質問（液化石油ガス器具等製造事業者等に係るものに限る。）又は第5項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

12 第9項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

13 第1項から第7項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第100条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十六 液化石油ガス器具等製造事業者等が第83条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十七 第83条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

×整 理 番 号	
×受理年月日	年 月 日

供給設備技術基準適合命令実施報告書

番 号

年 月 日

産業保安監督部長 殿

都道府県知事

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第16条第1項の規定により別添の基準適合命令を発したので、同条第8項の規定により次のとおり報告する。

- 1 命令を発した液化石油ガス販売事業者の名称、登録番号及び代表者の氏名
- 2 命令に係る液化石油ガス販売事業者の販売所の名称及び所在地
- 3 命令の内容
- 4 その他特記事項

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 命令書の写しを添付のこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

報告徴収実施年報（ 年度分）

番 号
年 月 日
殿

都道府県知事

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第16条第2項、第4項、第5項又は第6項の規定により下記の事業者等に報告の徴収を行ったので、同条第8項の規定により次のとおり報告する。

報告徴収 の発出年 月日	事業者等名	所 在 地	登録番号等	項番号	報告徴収 の回答受 理年月日	報告徴収の 結果等

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

×整 理 番 号	
×受理年月日	年 月 日

報告徴収実施報告書（事業者等の名称）

番 号
年 月 日
殿

都道府県知事

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第16条第2項（第4項、第5項又は第6項）の規定により下記の事業者等に報告の徴収を行ったので、同条第8項の規定により次のとおり報告する。

- 1 報告徴収を行った事業者等の名称、所在地、登録番号等及び代表者の氏名
 - 2 報告徴収を行った年月日
 - 3 報告徴収に係る販売所等の名称及び所在地
 - 4 報告徴収の結果 別紙のとおり
- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 別紙として、事務の内容及び結果について詳細に記載すること。

×整 理 番 号	
×受理年月日	年 月 日

立入検査等実施年報（ 年度分）

番 号
年 月 日
殿

都道府県知事

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第16条第3項又は第4項の規定により下記の事業者等に立入検査等を行ったので、同条第8項の規定により次のとおり報告する。

立入検査等の実施年月日	事業者等名	立入検査等を行った販売所等の名称及び所在地	登録番号等	項番号	立入検査等の結果等

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

立入検査等実施報告書（事業者等の名称）

番 号

年 月 日

殿

都道府県知事

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第16条第3項（第4項）の規定により下記の事業者等に立入検査等を行ったので、同条第8項の規定により次のとおり報告する。

- 1 立入検査等に係る事業者等の名称、登録番号等及び代表者の氏名
- 2 立入検査等を行った年月日
- 3 立入検査等に係る販売所等の名称及び所在地
- 4 立入検査等の結果 別紙のとおり

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 別紙として、事務の内容及び結果について詳細に記載すること。

様式第 69（第 142 条関係）

立入検査実施報告書（ 年度分）

年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県名又は市名

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第 16 条第 7 項の規定により立入検査を行ったので、同条第 8 項の規定により下記のとおり報告する。

立入販売事業者実数	
	うち違反販売事業者実数

（内訳）

番 号	液化石油ガス器具等の 区分	立入販売事業者数		検査機種数		違 反 内 容			備 考
			うち 違反 販売 事業者 数		うち 違反 機種 数	法第 48 条 に規定する表示に 係る不適合	技術基準 上の表示に 係る不適合	その他の 違反	
合 計									

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 立入検査を受けた事業者のうち液化石油ガス器具等を取り扱っていたものののみを集計することとする。
- 3 事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

(経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第十二条 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		別表第一(第三条関係)	
		法令名	規定
		熱供給事業法施行規則(昭和四十七年通商産業	(略)
改正前		別表第一(第三条関係)	
		法令名	規定
		熱供給事業法施行規則(昭和四十七年通商産業	(略)

省令第四百十三号)	消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）	第二十四条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）
-----------	---------------------------	---------------------------------

別表第四（第八条関係）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	規定 (略)
-----	----------------------------	-----------

省令第四百十三号)	消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）	第二十三条の二第一項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）
-----------	---------------------------	------------------------------------

別表第四（第八条関係）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	規定 (略)
-----	----------------------------	-----------

消費生活用製品 安全法	第二十四条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）
----------------	---------------------------------

別表第五（第十条関係）

法令名 液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 関する法律	規定 (略)
消費生活用製品 安全法	第二十四条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）

消費生活用製品 安全法	第二十三条の二第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）
----------------	------------------------------------

別表第五（第十条関係）

法令名 液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 関する法律	規定 (略)
消費生活用製品 安全法	第二十三条の二第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

（経過措置）

- 2 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における情報の提供に関する書面の提出については、なお従前の例による。

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。